

カンボジア投資環境資料

みずほ銀行

国際戦略情報部

みずほリサーチ&テクノロジーズ

調査本部

2024年6月

ともに挑む。ともに実る。



I.基礎情報

【I－1】	アジア主要国経済指標	・	・	・	・	・	・	・	P.3
【I－2】	基礎データ・概況	・	・	・	・	・	・	・	P.4
【I－3】	経済構造（産業・貿易）	・	・	・	・	・	・	・	P.5
【I－4】	社会・経済の特徴	・	・	・	・	・	・	・	P.11
【I－5】	経済情勢	・	・	・	・	・	・	・	P.12
【I－6】	経済発展上の課題	・	・	・	・	・	・	・	P.13
【I－7】	経済発展上の強み	・	・	・	・	・	・	・	P.14
【I－8】	リスク	・	・	・	・	・	・	・	P.15
【I－9】	直接投資動向	・	・	・	・	・	・	・	P.16
【I－10】	サプライチェーンの動向	・	・	・	・	・	・	・	P.20
【I－11】	投資先としてのポテンシャル総括	・	・	・	・	・	・	・	P.21

II.投資関連情報

【II－1】	労働関連情報	・	・	・	・	・	・	・	P.23
【II－2】	主要経済特区	・	・	・	・	・	・	・	P.25
【II－3】	税務関連情報	・	・	・	・	・	・	・	P.30
【II－4】	物流関連情報	・	・	・	・	・	・	・	P.31
【II－5】	金融関連情報	・	・	・	・	・	・	・	P.32

III.拠点設立

【III－1】	進出形態	・	・	・	・	・	・	・	P.34
【III－2】	拠点設立フロー	・	・	・	・	・	・	・	P.35
【III－3】	現地費用	・	・	・	・	・	・	・	P.36

IV.各種規制・恩典・参考情報

【IV－1】	外資規制	・	・	・	・	・	・	・	P.38
【IV－2】	投資誘致	・	・	・	・	・	・	・	P.41
【IV－3】	会社法関連	・	・	・	・	・	・	・	P.42
【IV－4】	為替管理制度	・	・	・	・	・	・	・	P.44
【IV－5】	貿易制度	・	・	・	・	・	・	・	P.46
【IV－6】	資金調達・資金運用	・	・	・	・	・	・	・	P.47
【IV－7】	不動産関連規制	・	・	・	・	・	・	・	P.48

V.その他

【V－1】	みずほ銀行プノンペン出張所のご案内	・	P.50
【V－2】	カンボジア地場銀行との業務提携	・	P.51
【V－3】	カンボジア開発評議会との業務提携	・	P.52
【V－4】	カンボジア投資セミナーの開催	・	P.53

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

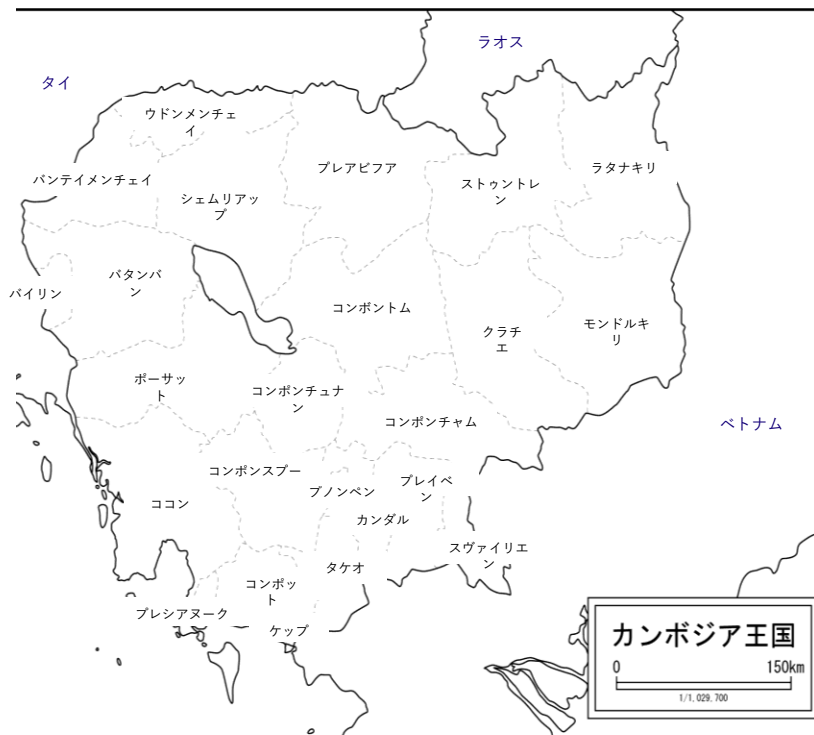
V. その他

国・地域名	カンボジア	ミャンマー	ラオス	フィリピン	ベトナム	インドネシア
人口 (百万人)	17.0	54.2	7.6	112.9	100.3	277.4
名目GDP (億米ドル)	419	645	152	4,366	4,337	13,712
実質GDP成長率 (前年比)	5.0	2.5	3.7	5.6	5.0	5.0
一人あたりGDP (米ドル)	2,460	1,190	2,004	3,868	4,324	4,942
2024年GDP成長率見込み	6.0	1.5	4.0	6.2	5.8	5.0
信用格付(S&P) as of Mar 2024	n.a.	n.a.	n.a.	BBB+	BB+	BBB
国・地域名	タイ	マレーシア	シンガポール	インド	バングラデシュ	中国
人口 (百万人)	70.2	33.1	5.9	1,428.6	170.3	1,411.4
名目GDP (億米ドル)	5,149	4,156	5,014	35,721	4,463	176,620
実質GDP成長率 (前年比)	1.9	3.7	1.1	7.8	6.0	5.2
一人あたりGDP (米ドル)	7,337	12,570	84,734	2,500	2,621	12,514
2024年GDP成長率見込み	2.7	4.4	2.1	6.8	5.7	4.6
信用格付(S&P) as of Mar 2024	BBB+	A-	AAA	BBB-	BB-	A+

(注) 1. ※数値は2023年ベース／2024年GDP成長率見込みおよび斜体箇所はIMF推定値（2024年4月公表ベース）

2. S&P格付定義： A格 債務を履行する能力は高いが、上位2つの格付けに比べ、経済状況の悪化の影響をやや受けやすい
BBB格 債務を履行する能力は適切であるが、経済状況の悪化によって債務履行能力が低下する可能性がより高い
BB格 投機的要素が強い。高い不確実性や経済状況の悪化に対する脆弱性を有しており、状況によっては債務を期日通りに履行する能力が不十分となる可能性がある。

3. S&P格付けについては2024年4月8日時点のもの



カンボジア基礎データ

【人口】	1,700万人（2023年IMF推測）
【面積】	18.1万km ² （日本の約2分の1弱）
【首都】	プノンペン（人口: 228万人、2022年国際連合推測）
【言語】	クメール語（95.8%）ほかに少数民族言語（2.9%） 中国語（0.6%）、ベトナム語（0.5%）等（2019年）
【民族】	クメール人95.4%、チャム族2.4%、中華系1.5%その他0.7% （2020年推計）
【宗教】	仏教（97.1%） イスラム教（2%）、キリスト教（0.3）、その他0.5% （2019）
【通貨】	法定通貨はリエルだが、米ドルが広く流通
【政治体制】	立憲君主制
【元首】	ノロドム・シハモニ国王（2004年10月即位）
【主要産業】	農業、製造業
【名目GDP】	419億米ドル 一人あたりGDP: 2,460米ドル（2023年IMF推定）
【GDP成長率】	6.0%（2024年IMF推測）

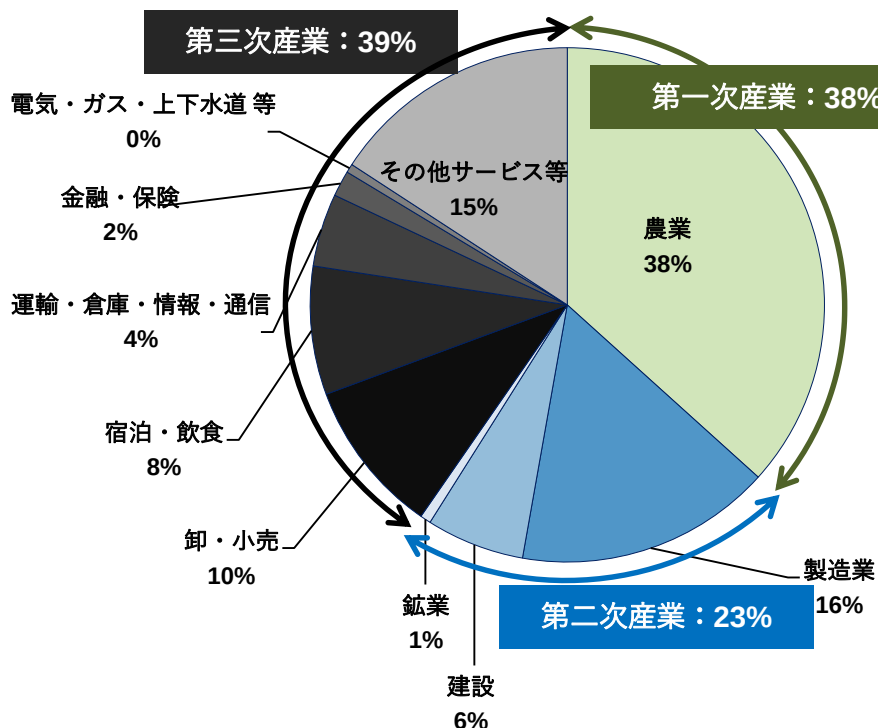
カンボジア概況

- カンボジア王国は、インドシナ半島の中央に位置し、タイ、ベトナム、ラオスと国境を接する。南部は海に面し、南北にメコン川が流れる
- 近隣諸国をはじめ諸外国との平和共存を基本方針とし、1998年に国連代表権を回復、1999年にASEANに正式加盟した
- ドル化経済形成、豊富な若年層と比較的安価な労働力、地理的優位性（南部経済回廊上に位置し近隣諸国との水平分業も活発）、緩やかな法制等参入規制が低く、外資優遇制度が充実している
- 主要産業はおよそ労働集約型の製造業が中心。縫製・皮革製品メーカーや各種製品の組立工場が数多く進出
- 2023年8月に25年にわたり首相を務めたフンセン氏が退任を表明し、息子のフン・マネット氏が新首相に就任
- 2023年は、新型コロナウイルス感染拡大による低成長から緩やかに回復し、今後数年は6%前後の経済成長を続ける見込。輸出先の不景気による縫製業等の製造業の不振等が懸念事項

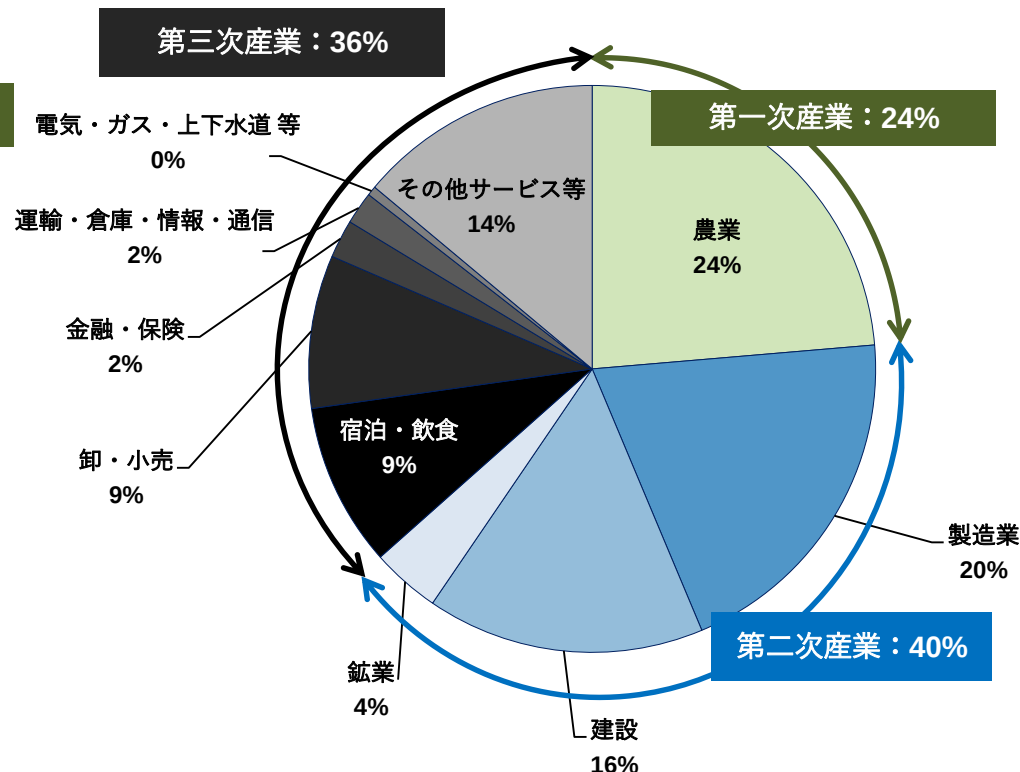
- 製造業は海外からの直接投資を背景に、縫製・製靴産業を中心に成長
- 農業が経済に占める割合は、経済発展に伴い年々低下しているものの、依然GDPに占めるシェアは20%以上と高水準
- インフラ需要や都市開発に伴い、近年建設業が発展。同産業分野は今後も拡大が見込まれている

産業別GDP構成比（2011年と2022年の比較）

2011年



2022年



- © 2024 Mizuho Bank, Ltd. | 6

- 輸出総額の4割以上を占める米国への輸出は農林水産品、鉱物性製品・石油・燃料、非金属製品・非金属鉱物以外の品目において大きな割合を占める
- 農林水産品、非鉄金属製品・非金属鉱物は中国、鉱物性製品・石油・燃料はベトナムへの輸出が多い
- 日本、欧州に対しては縫製関連製品が主要な輸出品目となっている

輸出額の内訳（国別×品目分類別）											
	農林水産品	鉱物性製品 ・石油・燃料	化学工業品	木・紙製品	繊維・衣料製品 皮革・履物等	鉄鋼・鉄鋼製品	非鉄金属製品・ 非金属鉱物	機械類・ 精密機器・ 電気機械	輸送機器 (含む自動車)	その他	国別総額 (億USD)
米国	6.2%	0.0%	44.3%	90.5%	40.3%	48.9%	13.3%	59.9%	37.1%	75.9%	90
中国（大陸）	45.9%	14.1%	5.7%	2.1%	3.4%	0.1%	39.6%	7.2%	0.5%	0.4%	12
日本	0.2%	0.0%	0.3%	2.4%	7.5%	0.0%	0.6%	6.7%	0.8%	1.1%	12
カナダ	0.1%	0.0%	1.5%	0.5%	8.0%	0.6%	0.0%	0.1%	1.8%	1.9%	11
ドイツ	1.4%	0.0%	0.1%	0.0%	6.5%	0.2%	0.0%	0.3%	18.6%	0.6%	11
英国	1.2%	0.0%	0.5%	0.1%	6.0%	0.0%	0.3%	0.4%	5.9%	0.4%	9
ベトナム	9.0%	80.7%	29.7%	0.7%	0.6%	1.0%	15.5%	5.3%	0.4%	0.1%	7
その他	36.0%	5.3%	18.0%	3.7%	27.7%	49.1%	30.8%	20.0%	34.9%	19.6%	54
品目分類別総額 (億USD)	10	0	10	3	132	1	2	22	10	14	206

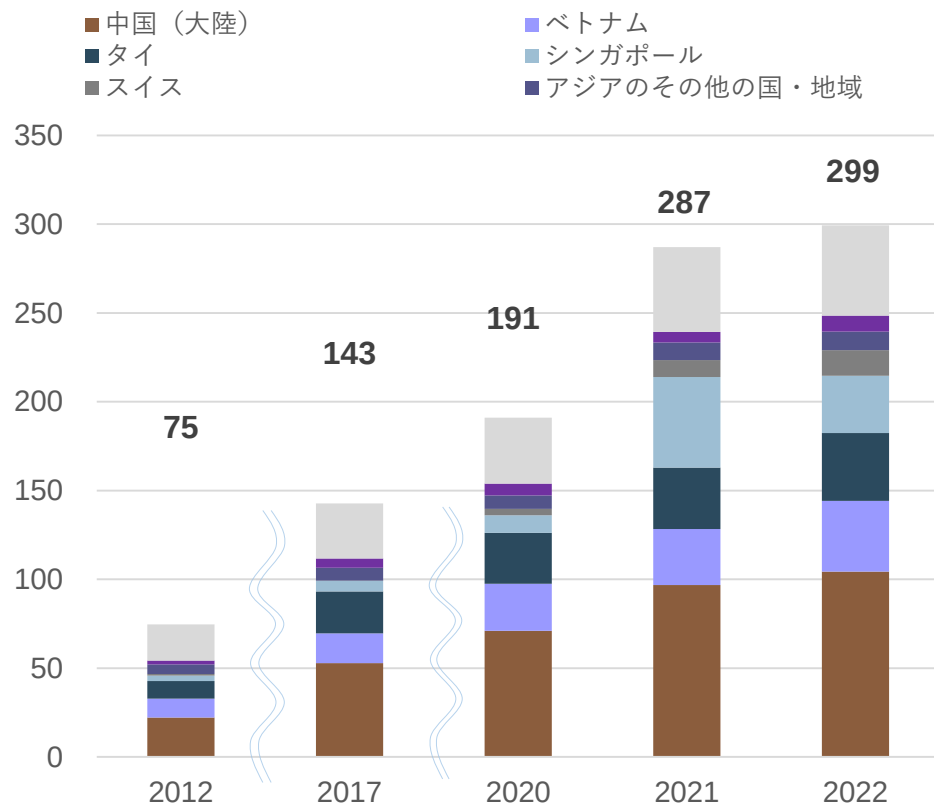
(注) 各品目分類に占める、輸出相手国別の割合を表示。もっとも割合が高い国のセルを青色表示

(注) 「アジアのその他の国・地域」については、出所のデータ上、個別に集計されていない国・地域の貿易額の合算を表し、台湾を含む品目分類は、HSコード2桁分類をもとに集計

- 2012年から2022年の10年間で、輸入総額は約5倍に急増。中国からの輸入は34.8%と首位であり、カンボジアにおける中国の存在感が年々拡大。2022年1月に中国とFTAが発効されたこともあり、今後は中国からの輸入がさらに拡大する見込み
- 従来の主力輸出品目である繊維・衣料製品、皮革・履物等が全体の22%を占め、続いて鉱物性製品・石油・燃料、化学工業品、機械類・精密機器・電気機械となっている

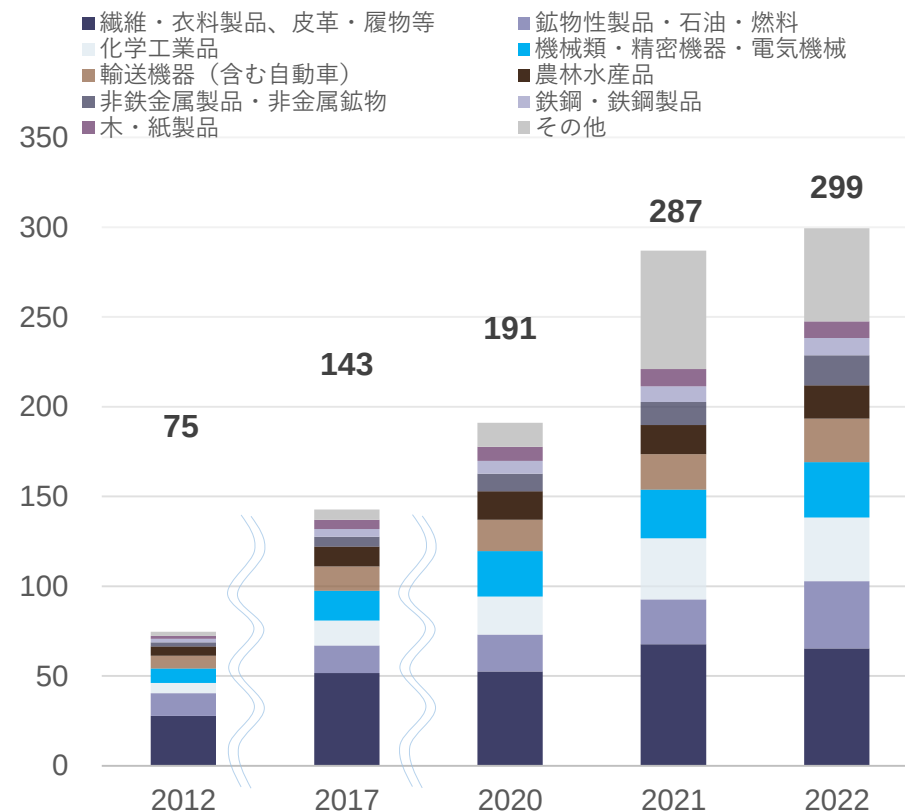
国別輸入額の推移

(億米ドル)



品目分類別輸入額の推移

(億米ドル)



(注) 「アジアのその他の国・地域」については、出所のデータ上、個別に集計されていない国・地域の貿易額の合算を表記、台湾を含む品目分類は、HSコード2桁分類をもとに集計

■ 太宗の品目において中国の割合が最も多くなっており、農林水産品、鉱物性製品・石油・燃料、輸送機器においてはタイが最も大きな割合を占める

輸入額の内訳（国別×品目分類別）

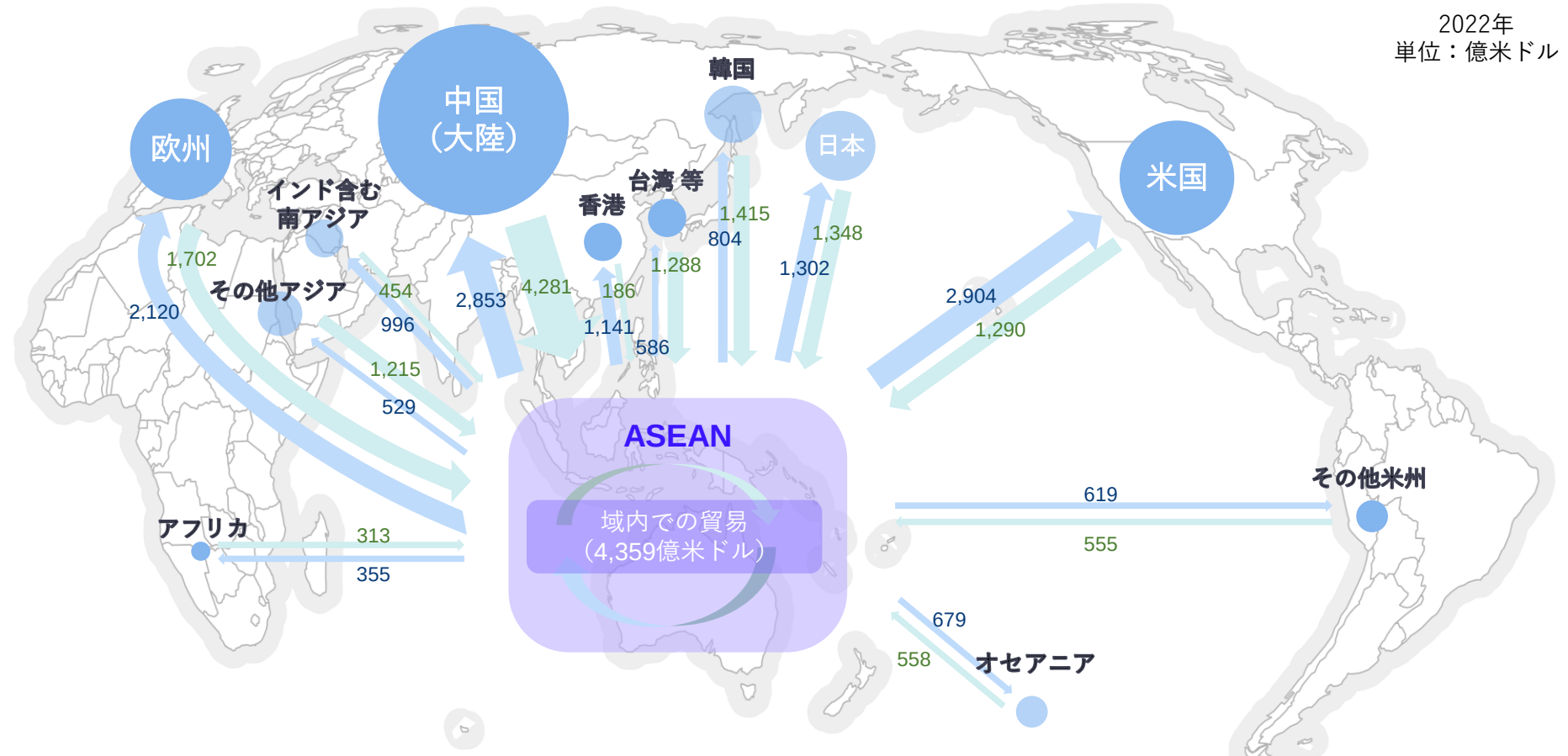
（億米ドル）

	農林水産品	鉱物性製品 ・石油・燃料	化学工業品	木・紙製品	繊維・衣料製品 皮革・履物等	鉄鋼・鉄鋼製品	非鉄金属製品・ 非金属鉱物	機械類・ 精密機器・ 電気機械	輸送機器 （含む自動車）	その他	国別総額 （億USD）
中国（大陸）	6.7%	2.6%	44.2%	44.3%	60.6%	67.0%	59.9%	63.1%	16.7%	5.4%	104
ベトナム	12.6%	28.4%	15.3%	20.8%	18.2%	21.0%	14.2%	3.6%	4.7%	1.5%	40
タイ	25.1%	29.6%	11.7%	6.0%	2.8%	4.2%	8.2%	14.2%	29.7%	5.2%	38
シンガポール	2.3%	13.1%	2.4%	11.5%	0.0%	0.0%	0.5%	0.9%	1.4%	47.0%	32
スイス	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	27.6%	14
アジアのその他の国・地域	1.7%	0.1%	7.6%	2.8%	6.0%	1.2%	2.2%	2.5%	6.4%	0.6%	10
インドネシア	15.0%	10.7%	1.7%	2.2%	0.2%	0.1%	0.4%	0.6%	4.8%	0.0%	9
その他	36.6%	15.6%	17.0%	12.4%	12.2%	6.4%	14.5%	15.0%	36.2%	12.7%	51
品目分類別総額 （億USD）	19	37	35	9	65	10	17	31	24	52	299

（注）各品目分類に占める、輸入相手国別の割合を表示。もっとも割合が高い国のセルを青色表示

（注）「アジアのその他の国・地域」については、出所のデータ上、個別に集計されていない国・地域の貿易額の合算を表し、台湾を含む品目分類は、HSコード2桁分類をもとに集計

- ASEANは高い経済成長率を背景に貿易を拡大しており、中国（大陸）、米国、欧州、日本が域外の主要な貿易相手となっている。欧米に対しては輸出超であるが、東アジアからは輸入が上回る傾向
- 2010年に発効したASEAN物品貿易協定（ATIGA）や、2022年に発効したRCEP協定なども追い風に、域内外の各国との経済的な結びつきを深めつつあり、アジア・太平洋地域におけるサプライチェーンのハブとしても存在感



(注) ASEAN (ブルネイ、ラオスを除く8カ国) の2022年貿易額をもとに作成。緑色は輸出、青色は輸入のフロー、国別の円の直径と矢印の太さは規模を示す
地域分類は国連に従う。「台湾等」は、UN Comtradeの「他のいずれにも含まれないその他のアジア」を表示。ASEAN域内は輸出額ベースで記載

(出所) UN Comtradeを基に、みずほサーチ＆テクノロジーズ作成

- 長期にわたる内戦の結果、平均年齢は**26.5歳**と若年層の人口比率が非常に高い
- 国内産業が育っていないため、外資企業が経済発展を牽引していることから、外資企業の投資規制が緩やか
- 内戦後、自国通貨リエルよりも国連が持ち込んだ米ドルへの信頼が優先され、高度に米ドル化した経済
- 国民議会では与党・人民党とその衛星政党が全議席を独占

社会・経済等の特徴

社会

- ✓ ポル・ポト政権下での虐殺や長年の内戦による戦禍により、人口の約3割が殺害されたため、人口ピラミッドが歪な形様。平均年齢が26.5歳と若年層の比率が高く、14歳以下が人口の3割以上を占めている
- ✓ 15歳以上の識字率は84%（2023年）であり、隣国タイの94%（2023年）、ベトナムの96%（2023年）と比較して低水準

経済

- ✓ 市場に流通する現金の90%以上を米ドルが占めており、高度に米ドル化した経済を形成。自国通貨（リエル）の使用は農村部における決済、公務員給与、納税、公共サービスに限られているが、政府は時間をかけてリエルの取引拡大を展望
- ✓ 外資による投資規制がほとんど存在せず、製造業に加え、サービス業など多様な業種で外資企業が進出している
- ✓ 2021年10月、政府は投資環境のさらなる改善するため、新投資法を施行

政治

- ✓ 1985年以降長期間にわたり、フン・セン前首相率いるカンボジア人民党が政権を維持しており、独裁体制が継続
- ✓ 2018年7月の国民議会選挙では、2017年11月に野党救国党が解党されたことから、与党・人民党が全125議席を独占。EUと米国は民主主義の後退として批判、2020年8月にカンボジアに対する武器以外の全品目を無関税でEUに輸出できる協定（EBA協定*）を部分的（品目別）に停止した
- ✓ 2023年8月の国民議会選挙にて人民党とその衛星党が全議席を独占。これを受け米国はカンボジアに対し、個人へのビザ発給の制限や一部の対外援助プログラムの停止の制裁を実施
- ✓ 2023年8月にフン・セン前首相を継ぐ形で息子のフン・マネット氏が首相に就任

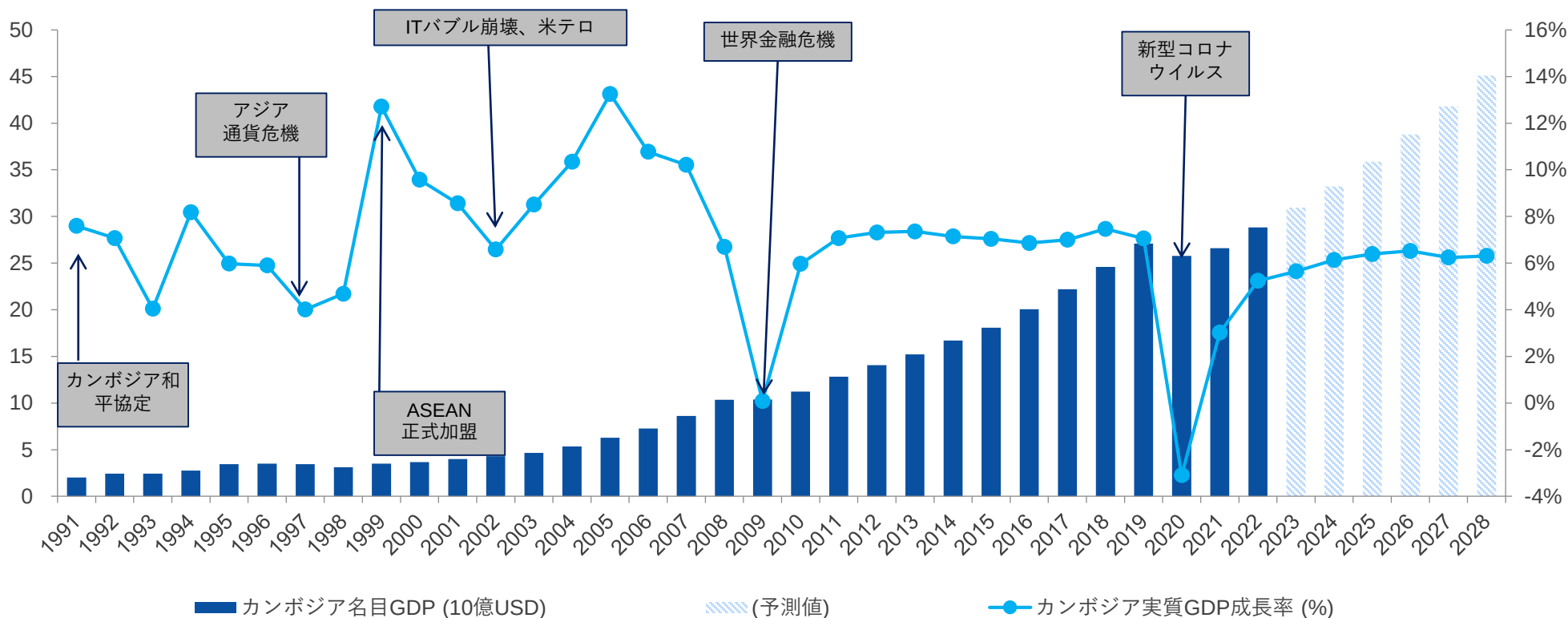
外交

- ✓ 近年は、首相訪中、投資金額（累積第一位）、援助（大規模インフラ等の借款が中心）などで中国が急速にプレゼンスを増大
- ✓ 日本は1992年以降、戦後復興・人材育成・制度整備や、インフラ、農業、教育、保健、ガバナンス分野を中心にODAや技術面などの支援を実施

*EBA=Everything But Arms. EUはカンボジアに対して一般特惠関税制度（GSP）の中でも最も対象が広範囲の待遇である「武器以外すべて」を適用

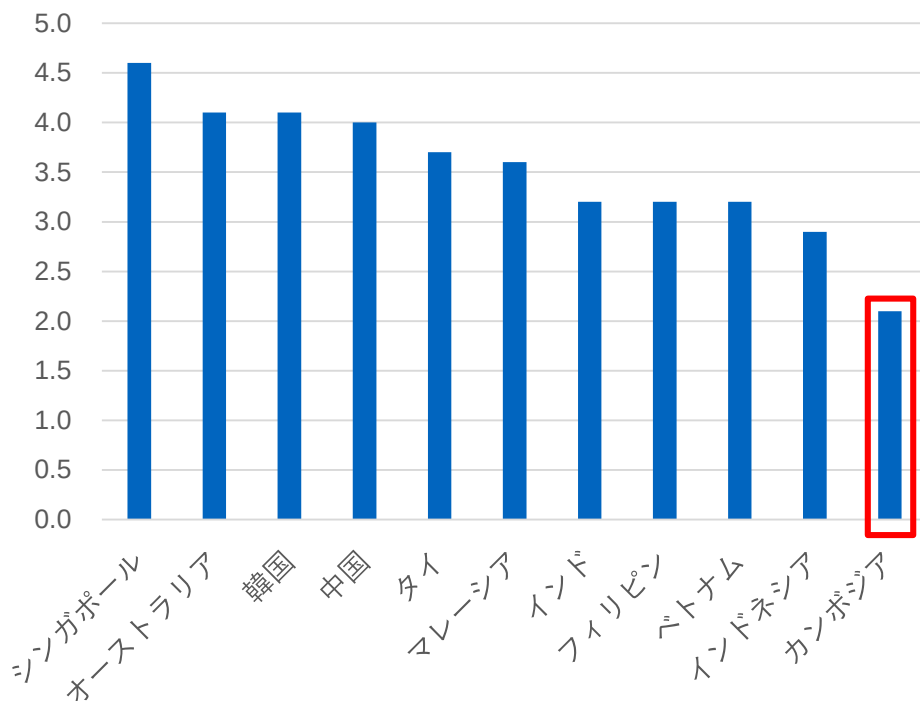
- 1991年にカンボジア和平協定が締結されるまで約20年間内戦状態にあり、社会的混乱が継続
- 1998年に国連代表権を回復し、国際社会へ復帰。ASEANには1999年に正式加盟
- 2004年から2007年にかけて、二桁台の実質GDP成長率を記録し、飛躍的な成長を遂げた
- 2009年は世界金融危機の影響を受け、実質GDP成長率は+0.1%と急低下するも、2010年以降急回復
- 2011～2019年は7%前後の経済成長を維持。2020年は新型コロナウイルスの影響から▲3%のマイナス成長。2022年は5.2%と回復し、IMFによれば2023年以降も回復基調が続く、成長率5～7%の水準が続く見込み

名目GDPおよび実質GDP成長率推移



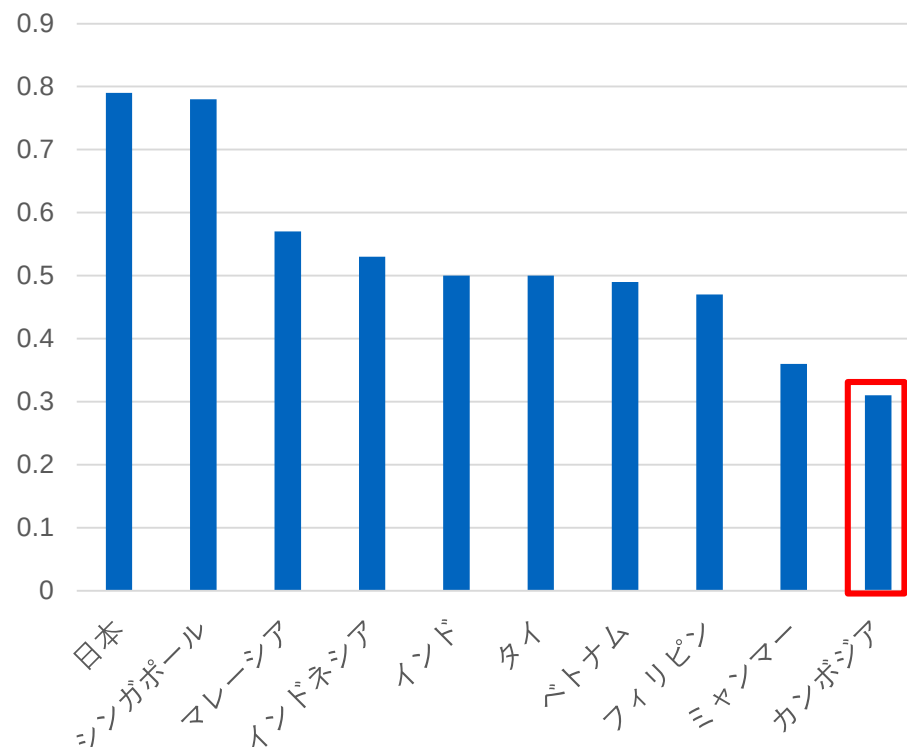
- インフラ整備は、タイ、ベトナム、インドネシアなどのASEAN周辺国より劣後している
- 電力は、国内電力需要の約2割を隣国から輸入。水力・石炭火力発電所以外に太陽光、ガス焚き等も取り入れられるなど多様化。供給が不安定な送電線、変電等はJICAなどの支援により今後電力の供給状況が改善する見込み
- 不明瞭な法規制、汚職といった問題も目立っており、カンボジアの課題となっている

物流パフォーマンス指標におけるインフラ指数
(2023年)



(注) 数字が大きいほどインフラが整っていることを示す
(出所) 世界銀行を基に、みずほ銀行国際戦略情報部作成

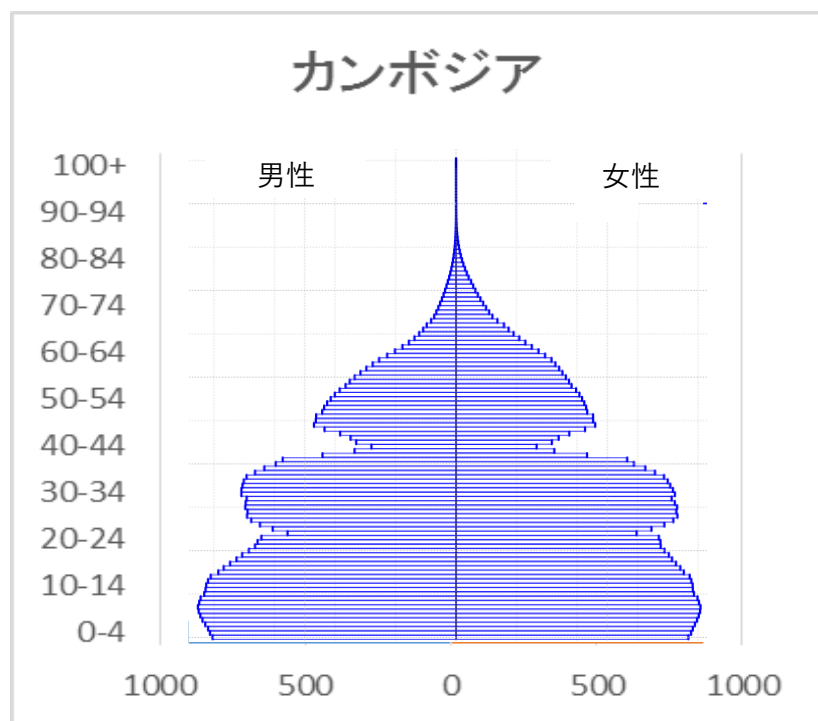
法治指数
(2023年)



(注) 数字が大きいほど法治が徹底していることを示す
(出所) World Justice Project, "Rule of Law Index 2023"を基に、みずほ銀行国際戦略情報部作成

- 人口ボーナス期の残存年数が20年超あり、労働力確保の容易性は投資魅力の一つ
- 賃金水準については、最低賃金の見直しにより労働コストは上昇の動きがみられるが、依然として低水準（2024年の最低賃金は月額204米ドルに決定済）
- 直接投資に対する規制が緩やかであり、外資系企業の円滑な投資におけるプラス材料として作用。また、経済成長等に伴い、投資環境の改善が着実に改善

カンボジアの人口ピラミッド（2022年時点見込）



（注）縦軸...年齢 / 横軸...人口数（単位：千人）
 （出所）UN「World Population Prospects: 2022」を基に、
 みずほ銀行国際戦略情報部作成

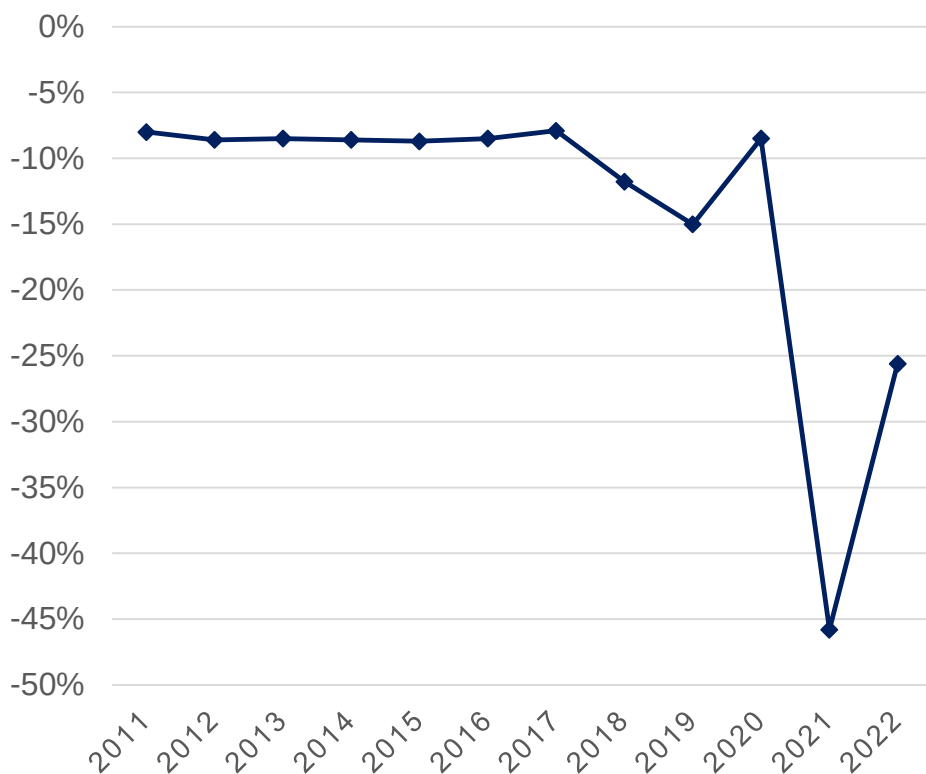
近時の投資環境改善に向けた動向

日時	出来事
2019年4月	カンボジアの北西部バンテイメンチェイ州とタイの東部サケオ県を結ぶ「カンボジア・タイ友好橋」が完成（通関施設は未完成）
2019年5月	カンボジア（ポイペト）とタイ（アランヤプラテート）を結ぶ鉄道が開通
2019年8月	2020年より、国民の祝日を年間28日から22日に縮小し労働日数を増加
2020年10月	中国とFTAを締結し、2022年1月発効
2021年10月	投資誘致拡大を狙い、新投資法を施行
2022年1月	新会社法が発効

（出所）各種報道を基に、みずほ銀行国際戦略情報部作成

- 2018年以後は縫製原材料、自動車、インフラ工事関連などの建設資材の輸入が急増したことで、貿易収支の赤字幅が拡大し、経常収支の赤字幅拡大の要因となる
- 上下両院で与党・人民党とその衛星政党が議席を独占している現状を受け、EUは民主主義が後退したとしてEBA協定を一部停止、米国からは人権侵害を理由として制裁を受けている
- 欧米から経済制裁のリスクがある一方、貿易相手国としての中国の存在感が高まっている

経常収支比率推移（対GDP比）



(出所) IMFを基に、みずほ銀行国際戦略情報部作成

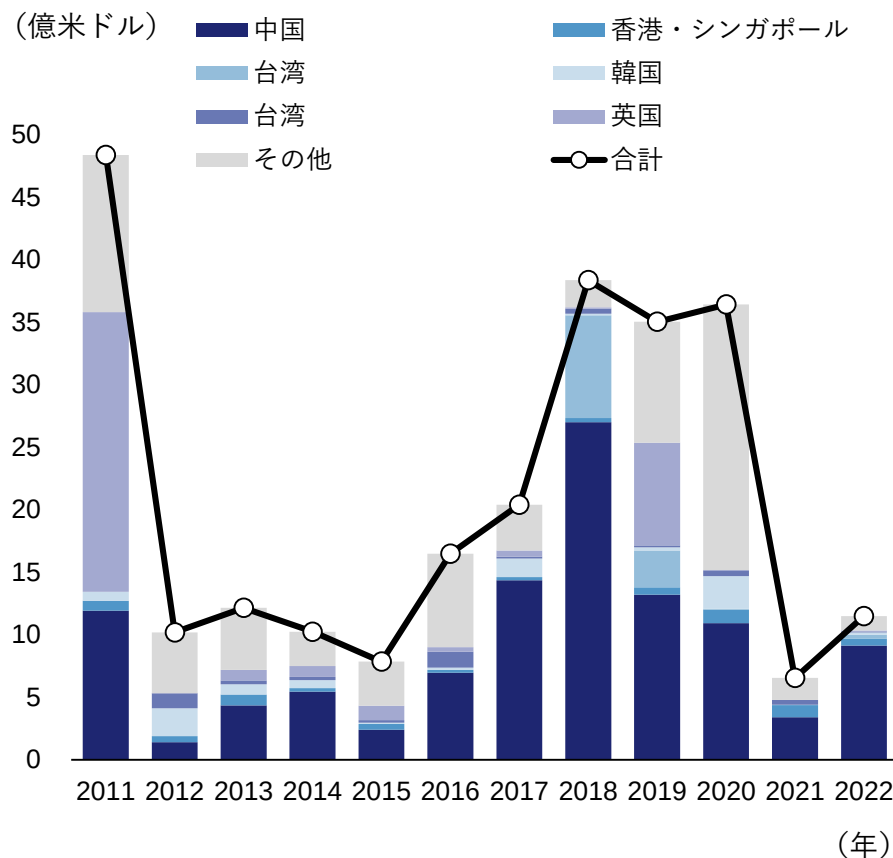
EU・米国の制裁関連の動き

2017年11月	カンボジア最高裁、カンボジア救国党に解党命令
2017年11月	米国はカンボジア国家選挙委員会や2018年総選挙の運営への支援を打ち切る方針を表明
2017年12月	米国は救国党などへの圧力強化に関係した人物へのビザ発給制限
2018年7月	カンボジア下院選挙で与党が圧勝
2018年7月	米国は7月の下院選挙は自由でも公正でもないとして批判
2018年7月	EUは人権問題上の理由から、カンボジアに対する特惠関税措置停止の予備的手続きに着手
2018年12月	フン・セン政権は旧カンボジア救国党の一部議員の活動再開を解禁
2019年2月	EUはカンボジアに対する一般特惠関税措置一部停止の手続きに着手
2019年8月	EUはカンボジアに対する一般特惠関税措置一部停止の手続きを終了
2020年8月	EUはカンボジアに対する一般特惠関税措置一部停止を実行
2021年12月	米商務省はカンボジアの腐敗問題や人権侵害を理由に、武器禁輸を含むカンボジア向け輸出管理を強化
2023年7月	米国は同月に実施された選挙において民主主義を損ねる行為があった年、個人へのビザ発給の制限や一部の対外援助プログラムを停止

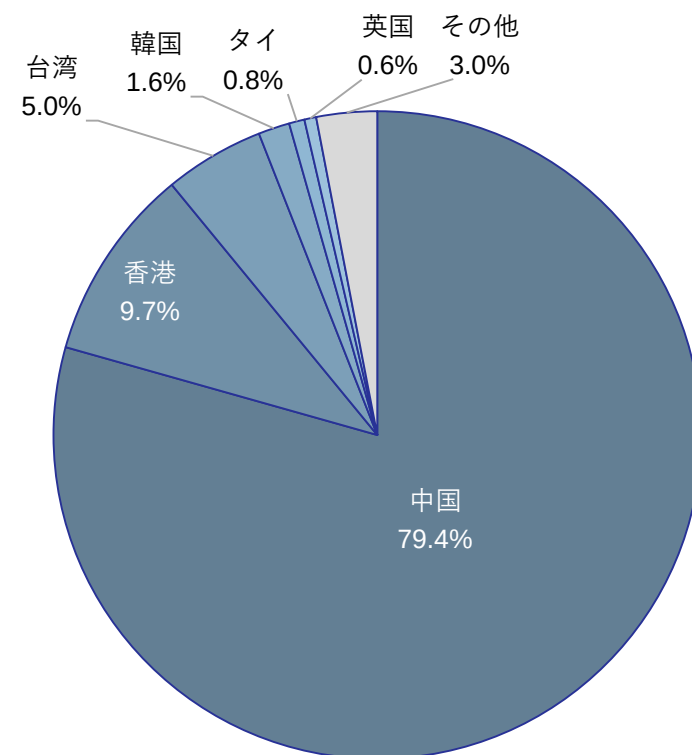
(出所) 各種報道等を基に、みずほ銀行国際戦略情報部作成

- 固定資本直接投資認可額は、2012年以降は横ばいで推移していたものの、2016年から建設分野を中心とした中国の「一帯一路」戦略を背景に、中国からの投資が増加基調へ
- 2022年における固定資本直接投資認可額は、中国の火力発電事業やタイ製造業の誘致により固定資本直接投資認可額は約2倍に。一方でホテルや娯楽施設といった観光関連産業や居住用不動産開発の停滞により、足許では新型コロナウイルス以前の水準への本回復には至らず

固定資本直接投資認可額（国・地域別推移）



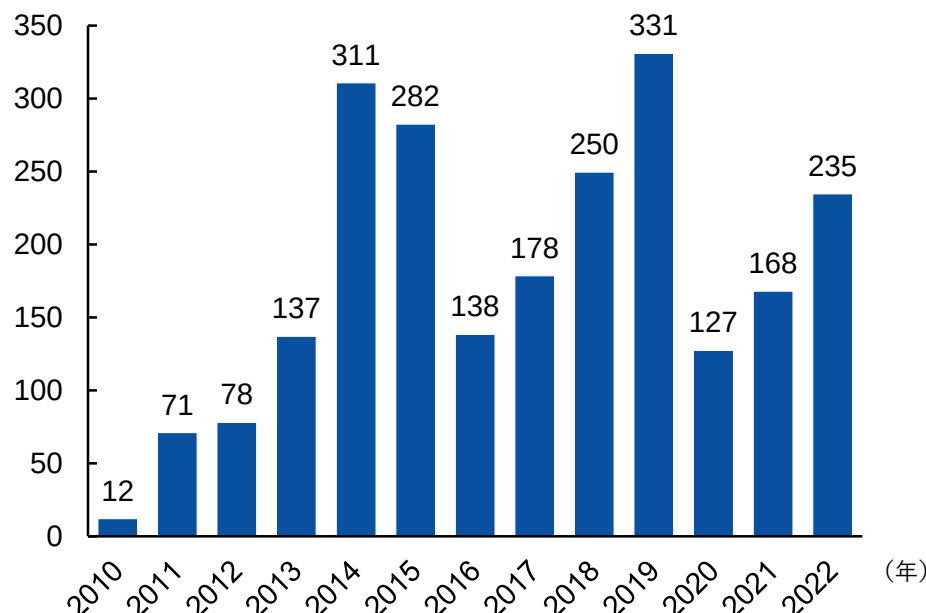
固定資本直接投資認可額の国・地域別内訳（2022年）



- 日本からカンボジアへの直接投資は2017年以後、高級リゾートホテルや大規模複合施設、2022年12月15日に部分開業のイオンモール3号店への投資など非製造業への投資を中心に、投資額が拡大
- 2024年4月に豊田通商がトヨタ車の車両組立工場を操業。国内向け完成車を生産し、カンボジアでの事業拡大を進める方針
- 2022年の直接投資は、新型コロナウイルス感染拡大の収束により、2021年と比較すると増加したものの、本回復には至らず。業種別にみると不動産業、金融・保険業を中心とした非製造業の投資が近年増加傾向にあり、全体の90%を以上を占める

直接投資フローの推移

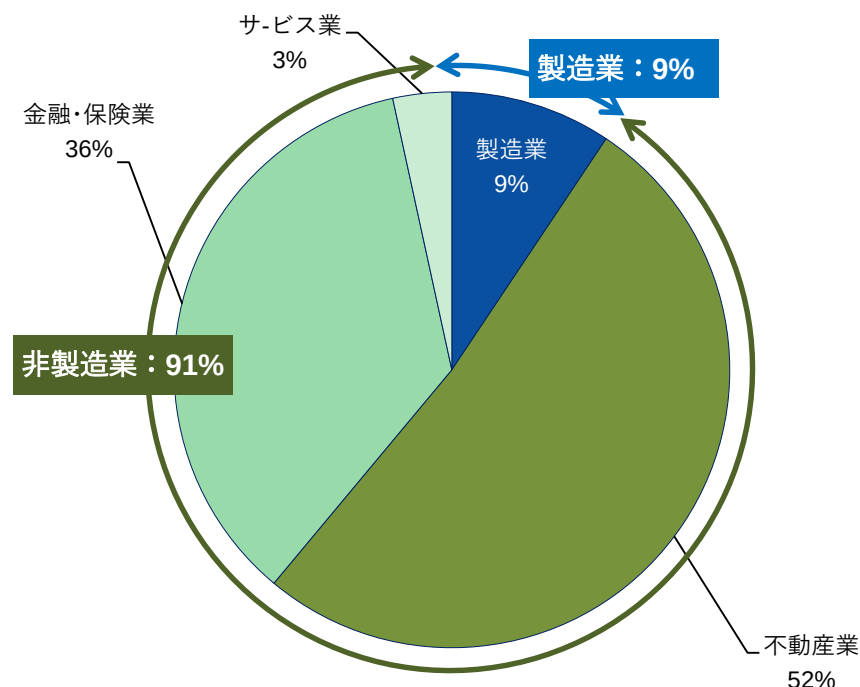
(億円)



(注) 国際収支関連統計の基準変更により2013年以前と2014年以降のデータに連続性はない

(出所) 日本銀行「国際収支統計」を基に、
みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

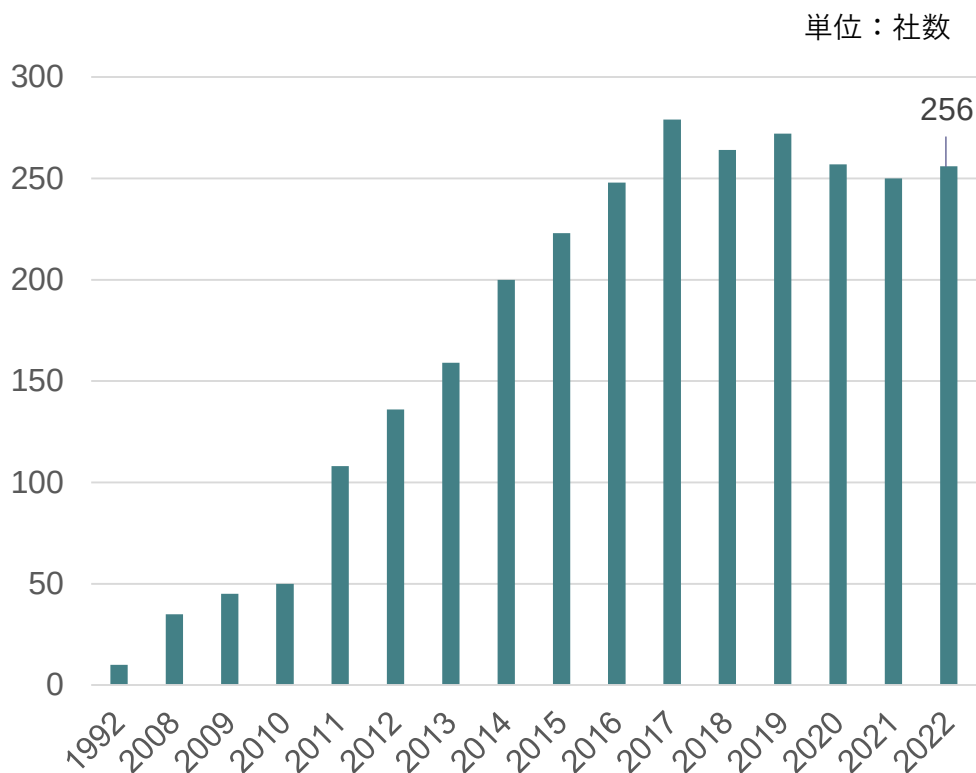
直接投資フローの業種別内訳 (2022年)



(出所) 日本銀行「国際収支統計」を基に、
みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

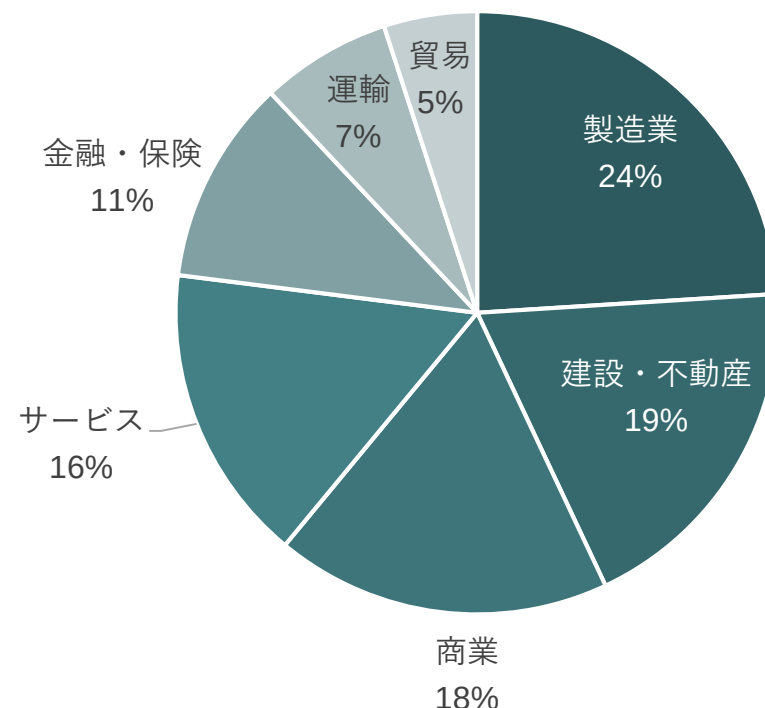
- 地理的優位性や人件費の低さから、「タイプラスワン」「ベトナムプラスワン」の候補先として注目を集める
- 2017年までは味の素（調味料）やミネベア（小型モーター）、王子製紙（段ボール製造）、矢崎総業（ワイヤーハーネス）等の製造業の進出が目立っていたが、2018年以降、建設、不動産セクターなど非製造業の進出もみられた
- カンボジア日本人商工会資料における登録企業数は2022年3月時点で256社。新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、2020年以降一時カンボジアから撤退する企業が増加したものの、2022年は前年比から微増

カンボジア日本人商工会に登録している企業数



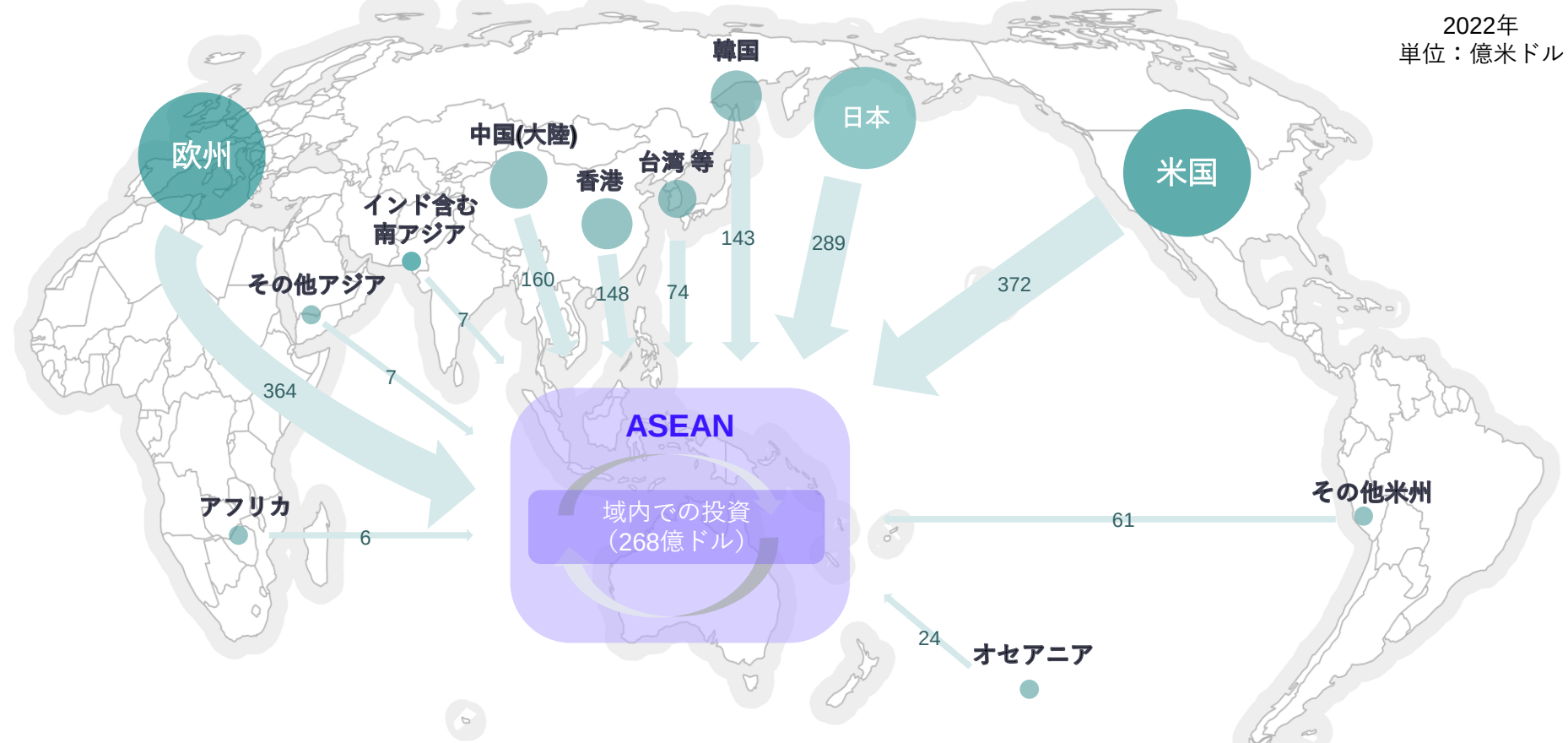
（出所）カンボジア日本人商工会資料を基に、
みずほ銀行国際戦略情報部作成

日系企業進出業種別割合（2021年12月時点）



（出所）カンボジア日本人商工会資料を基に、
みずほ銀行国際戦略情報部作成

- ASEANへの対内直接投資額は米国・欧州・日本が三極となっており、近年は中国（大陸）、香港、台湾、韓国等も投資を拡大しつつある
- 特に中国は、タイでのEV工場建設やインドネシアでの鉱山開発など様々な分野で投資を拡大。ベトナムをはじめ、米中との距離感をうまくバランスさせることで両国からの投資を集めている国もあり、投資先としてもASEANの存在感は大きくなっている

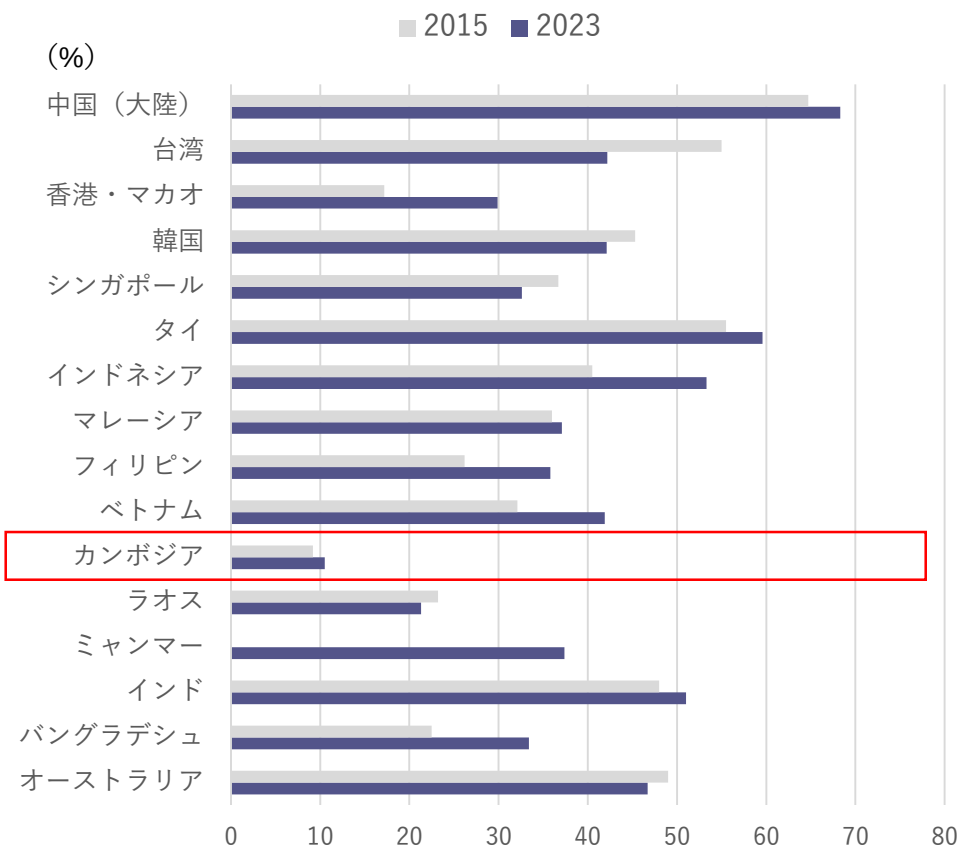


(注) ASEAN（ブルネイ、ラオスを除く8カ国）の2022年対内直接投資（FDI）流入額をもとに作成。矢印の太さは流入額の大きさを示す。地域分類は国連に従う。ベトナムの域外からのFDI流入額はベトナム計画投資省の登録額ベース、ベトナムを除く7カ国は資金移動ベースで推計を実施

(出所) ASEANStats、ベトナム計画投資省を基に、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

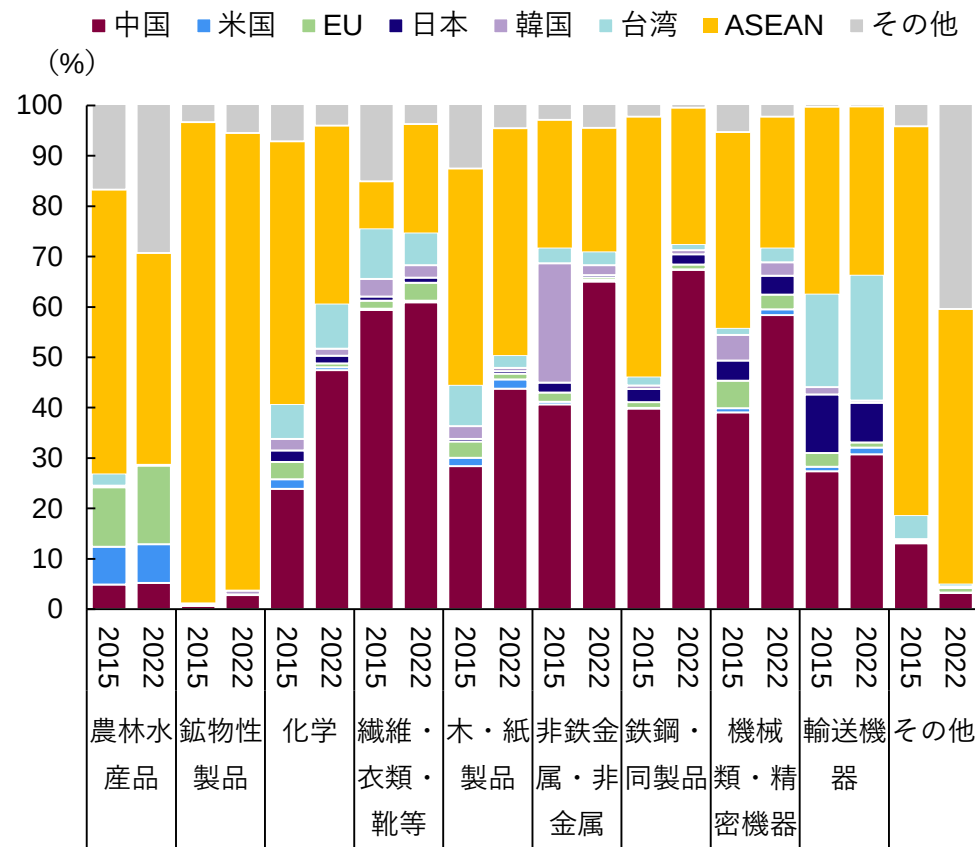
- 電力や水道等の基礎インフラの不安定さや高度人材不足により、カンボジアにおける日系企業（製造業）の現地調達比率は他のアジア諸国と比べても極めて低い水準にある
- 部品や素材の調達については、鉱物製品を除けば、中国（大陸）に大きく依存している状況。2015年と比べても中国からの調達比率が増えており、今後も同じ傾向が続く見込み

日系進出企業（製造業）の原材料・部品の現調比率



（出所）JETRO 海外進出日系企業実態調査を基に、
みずほ銀行国際戦略情報部作成

カンボジアの部素材の調達先（輸入の国・地域別割合）



（出所） UN Comtradeを基に、みずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

（注） 部素材の定義はRIETI-TIDに従う。また、「台湾」は「その他アジア」を集計しており、UN Comtradeデータセット上他の国・地域に分類されない

- 投資の魅力は、豊富かつ低廉な労働力を活用できる点、開放経済、高度なドル化経済である点があげられる
- また、高水準の経済成長が続く中で、購買意欲の高い若年層が人口の約6割を占め、消費市場としても有望
- 課題はインフラ環境、汚職の問題、産業集積が進んでいない点などがあげられる
- 2023年の総選挙において、人民党派閥が全議席を独占したことに伴う欧米諸国からの制裁動向については要注視

投資における魅力

若年層の労働力	平均年齢が26.5歳であり若い人口構成
労働コスト	安価な労働力による労働集約型産業に適している
観光資源	世界遺産を有しており、観光業は主要産業の一つ
地理的優位性	東南アジアの中心に位置しており、南部経済回廊上にある利便性
外資規制	外資規制はほぼなく、周辺国と比較すると外国企業が進出しやすい環境
通貨規制	通貨規制がほとんどなく、米ドル中心経済であるため外資が進出しやすい環境
地理的優位性	インドシナ半島の国・地域を1本の幹線道路でつなぐ南部経済回廊の中心に位置

投資における留意点（課題）

脆弱なインフラ	国内電力需要の約2割を輸入。送電線、変電等の整備や、道路・鉄道の拡充が求められる
汚職・犯罪	法治指数は低い。汚職や軽犯罪における課題あり
産業集積	産業集積はほとんど進んでおらず、原材料調達は輸入に依存
識字率	2023年時点、15歳以上の識字率は84%と隣国タイ・ベトナムと比較して低水準
政治動向	フン・セン前首相が長期政権を築き、息子のフン・マネット氏が首相の座を継ぐ形で独裁政権が続いている。反民主主義と欧米諸国から批判を浴びているものの、中国からの支援を後ろ盾に強権的な政治が続いている

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

- 1997年労働法より、外国人は長期商用ビザと労働担当省により発行された労働許可書（Work permit）、雇用カード（Employment card）を保有しない限り、就業できない
- さらに労働法上、カンボジア人労働者数に対する外国人労働者数の割合が規定されており、労働許可取得条件として、外国人労働者の上限がカンボジア人労働者の10%と定められている

ビザ等の取得・留意点

就労ビザ
&
労働許可証
(Work
Permit)

✓外国人がカンボジアにて就労するためには、長期商用ビザ（Eビザ）と労働許可証、雇用カード（Employment card）を取得する必要がある

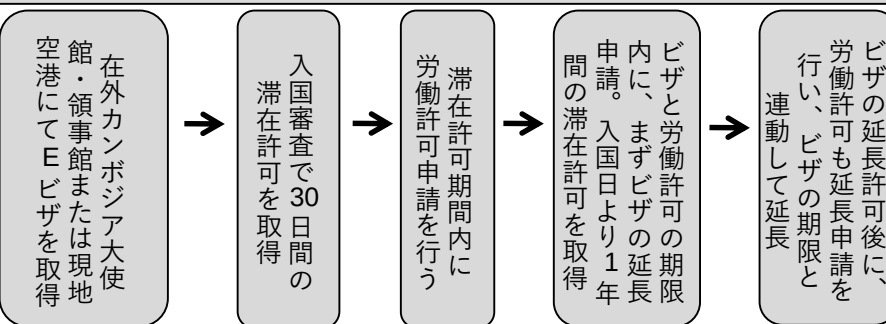
①Eビザ

- ・ 移民法（Immigrant Act）に基づき、入国目的に適合した滞在証（ビザ）取得が必要
- ・ 申請日より3ヵ月以内にカンボジアに入国しなければ無効

②労働許可証

- ・ 労働法に基づき、外国人は労働職業訓練省より労働許可証と雇用カードの発行を受ける
- ・ 労働許可は1年間有効で、当人の居住許可に定められた期間を超えない期間、延長が可能

取得フロー



現地における雇用規制

- ✓ 就業する外国人は次の要件を充たす必要がある
 - 1) 雇用者はカンボジアにおける就業のための合法的な労働許可を事前に得なければならない
 - 2) 就業しようとする外国人は合法的にカンボジアに入国していなければならない
 - 3) 就業しようとする外国人は有効なパスポートを保持していなければならない
 - 4) 就業しようとする外国人は有効な居住許可を有していなければならない
 - 5) 就業しようとする外国人は自らの職業を為し得るだけ健康で、伝染病を有していないこと
- ✓ 一定期間滞在し給与を得る外国人の労働証明書（Work ID card）と労働記録（Work Book）の年間費用は1件130米ドル
- ✓ 既に労働証明書と労働記録を所有している外国人は、毎年3月末以前にビザの延長ないしは認証を受けなければならない
- ✓ カンボジアに定住する目的で入国する18歳以上の外国人に対する労働証明書と労働記録の年間費用は1件50米ドル

- 従来、法定最低賃金は縫製業にのみ設定されていたが、2018年7月に全産業に広げる新法を制定
- カンボジア労働職業訓練省は2023年9月、2024年の最低賃金を月額204米ドルに設定する省令を発表。これにより2022年対比6米ドル増（3.1%増）となった

(単位：米ドル)

	国・地域名		中国		香港	韓国	台湾	シンガポール	マレーシア	タイ
	都市名	東京	上海	深セン	香港	ソウル	台北	シンガポール	クアラルンプール	バンコク
製造業	作業員賃金（一般工職）	2,018	832	415	2,138	2,426	1,212	1,905	430	385
	エンジニア賃金	2,629	1,434	519	3,536	2,745	1,586	2,681	818	663
	マネージャー賃金	4,210	2,217	1,036	4,889	3,678	2,264	4,195	1,649	1,884
	スタッフ賃金（一般職）	2,044	1,291	1,024	2,639	2,181	1,490	2,692	941	744
非製造業	マネージャー賃金	3,828	2,625	1,987	4,556	3,533	2,479	4,722	2,076	1,642
	店舗スタッフ賃金（アパレル）	2,722	—	1,450	1,702	2,933	1,068	1,268	507	321
	店舗スタッフ賃金（飲食）	2,271	—	721	2,005	1,887	996	990	497	321
	法定最低賃金	7.59/時	375/月	329/月（3.09/時）	5.1/時	1,564/月	828/（5.52/時）	—	317/月（14.6/日・1.52/時）	8.65～9.34/日
賞与支給額 （固定賞与＋変動賞与）		4.63ヵ月分	2.24ヵ月分	1.54ヵ月分	1.90ヵ月分	2.55ヵ月分	3.34ヵ月分	2.54ヵ月分	1.92ヵ月分	2.68ヵ月分
社会保障負担率 （雇用者負担）		15.71%～25.37%	32.66～36.02%	19.74～33.49%	①5% 月収HKD30,000未満 ②HKD1,500 月収HKD30,000以上	10.07%～30.1%	13.96%	17%	14.45～14.95%	5%
名目賃金上昇率		3.2% （2023年）	6.9% （2023年）	5.9% （2022年）	3.0% （2023年）	5.07% （2022年）	1.57% （2023年1～7月）	3.9% （2021年）	5.26%（管理職） 5.35%（非管理職） （2022年）	0.92% （2021年）
	国・地域名		ベトナム		カンボジア		ラオス	ミャンマー	インド	
	都市名	ジャカルタ	マニラ	ハノイ	ホーチミン	プノンペン	ビエンチャン	ヤンゴン	ニューデリー	ムンバイ
製造業	作業員賃金（一般工職）	407	294	250	311	246	97	92	281	469
	エンジニア賃金	614	495	519	591	497	179	198	516	768
	マネージャー賃金	1,353	1,051	1,057	1,253	885	611	475	1,194	1,677
	スタッフ賃金（一般職）	590	516	759	721	547	422	431	585	722
非製造業	マネージャー賃金	1,470	1,863	1,544	1,546	1,303	1,151	922	1,644	1,584
	店舗スタッフ賃金（アパレル）	256～358	279～299	—	295～422	200～350	87	71～95	157～230	n.a.
	店舗スタッフ賃金（飲食）	256～320	279～299	—	(1) 284 (2) 284	150～500	69	86～105	145～254	242～266
	法定最低賃金	313/月	9.18～9.82/日	197/月（または0.95/時）	197/月（または0.95/時）	200/月	69.3/月	2.29/日	203/月（非熟練工） (2) 224/月（準熟練工） (3) 246/月（熟練工）	145/月（非熟練工） 159/月（準熟練工） 173月（熟練工）
賞与支給額 （固定賞与＋変動賞与）		2.07ヵ月分	1.88ヵ月分	1.7ヵ月分	1.56ヵ月分	1.06ヵ月分	1.22ヵ月分	1.10ヵ月分	1.05ヵ月分	1.07ヵ月分
社会保障負担率 （雇用者負担）		10.24～11.74%	11.5%+PHP100	21.5%（公的保険料） 17.5%（外国人労働者）	21.5%（公的保険料） 17.5%（外国人労働者）	5.4%	6% （月額報酬LAK450万以下） LAK27万 （月額報酬LAK450万超）	7%（60歳以下） 7.5%（60歳超）	13%	13%
名目賃金上昇率		7.17% （2023年）	6.15～6.60% （2022年）	—	—	—	—	—	3.9% （2021年）	68.0% （2021年）

- タイ国境の町「ポイペト」

2016年に豊田通商がテクノパーク
を設立し、レンタル工場を運営
2019年にROYAL GROUP POI
PET SEZ設立
スミトロニクスが本格工場稼働

「コッコン」

タイ

- ・ KOH KONG
⇒ 矢崎総業進出

深海港のある「シアヌークビル」

- ⇒ 日本のODAで開発
イオングループが物流事業
として保税倉庫を新設した
他、王子製紙が進出

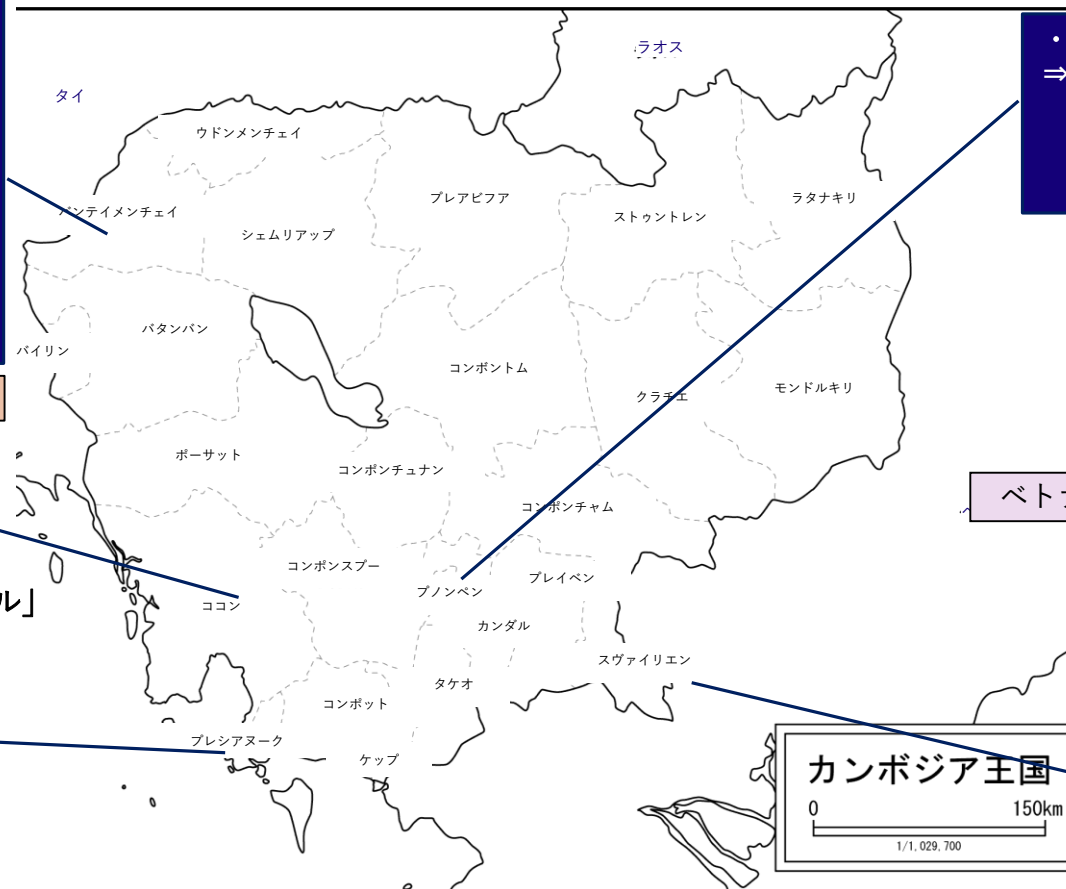
首都「プノンペン」

- ⇒ミネベア、住友電装、
味の素、デンソー、豊田通商など
日系企業が多数進出
プノンペン中心地から車で約1時間

ベトナム

ベトナム国境の町「バベット」

- ⇒日本精密進出
ホーチミンまで車で約2時間



- プノンペン唯一のSEZであり、プノンペン中心地から車で約1時間、空港から約30分の好立地
- 日系企業が開発業者として参画しているため、日本人が常駐している

Royal Group Phnom Penh SEZ＜ローカル（日系が一部出資）＞

開発面積	360ha（第1期141ha, 第2期162ha, 第3期57ha） 現在第100ha規模で開発が進行中
借地価格	80~90米ドル／㎡（10WHT込、10%VAT別）、50年間（場所による）
入居企業	104社（日系企業44社）（2024年1月時点） ミネベア、住友電装、味の素、デンソー、豊田通商など日系企業多数進出
電力事情	Colben Energy PPSEZ Ltd.より電力供給。自家発電設備あり 国営電力公社（EDC）の変電設備あり 電気代：停電時の発電機バックアップあり 0.1566米ドル/kWh 停電時の発電機バックアップなし 0.1370米ドル/kWh



＜SEZ事務所＞



＜SEZ敷地内＞

- カンボジア西部に位置しバンコクから車で約4時間。タイバーツ圏であり、従業員の給与をタイバーツで支払う企業もあり
- 2016年からは豊田通商がサンコーSEZ内にテクノパークをオープン。また、プノンペンSEZの運営会社も新たにPOI PET PPSEZを開発するなど、タイプラスワンとして近年注目されているエリア
- タイ・カンボジア間の新国境を整備中でトラック専用の新ゲート建設により物流改善が見込まれる

1. SANCO POI PET <ローカルと日系の合併>

開発面積	総開発面積は172haを予定、 現在第一期21haの販売中（2022年12月時点）、今後第二期32haを販売予定
借地価格	70米ドル／㎡、50年間
入居企業	10社（うち日系8社）（2022年12月時点） 日本発条、日本電産、マブチ 等
電力事情	国営電力公社（EDC）より供給 電気代：0.137米ドル／kWh



2. ROYAL GROUP POI PET SEZ < ROYAL GROUP PHNOM PENH SEZが運営 >

開発面積	総開発面積 68.4ha
借地価格	50米ドル／㎡、50年間
入居企業	1社（うち日系1社）スミトロニクス
電力事情	国営電力公社（EDC）より供給 電気代：0.137米ドル／kWh



- カンボジア東部のベトナム国境沿いに位置。ホーチミンから車で約2時間
- 他エリアに比べ、インフラ環境は劣後する一方、総じて借地価格は低め。ストライキが過去激しかったエリアであるが、近年は中国系入居企業を中心に個別企業単位でのみ発生し、SEZ全体へ波及することはなくなっている
- 駐在員の住環境は整備途上（日本食レストランは2軒）。駐在員は、工場内に自社で居住建屋を設けて生活

1. TAI SENG BAVET SEZ <ローカル>

開発面積	総開発面積 215ha メインフェーズ：152ha、サブフェーズ：63ha
借地価格	25米ドル／㎡、50年間
入居企業	24社（うち日系10社）（2024年1月時点） トーワ、瀧定名古屋、東京パーツ工業など
電力事情	国営電力公社（EDC）より供給 電気代：0.137米ドル／kWh



2. MANHATTAN SEZ <台湾系>

開発面積	総開発面積 500ha
借地価格	40～50米ドル／㎡、50年間（20ha以上は交渉可）
入居企業	29社（台湾企業が大宗、日系は1社）（2024年1月時点） モロフジ
電力事情	国営電力公社（EDC）より供給 電気代：0.137米ドル／kWh



- カンボジア南部に位置。プノンペンから高速道路で約2時間
- カンボジア唯一の深海港である「シアヌークビル港」があり、日本政府のODA事業として開発されたSEZが隣接。当港はJICAの支援でフリーポート化が検討されており、将来的に利便性が向上する可能性あり
- 中国系SEZには150社以上の中国企業が入居。中国の一帯一路戦略の重要な拠点の一つである

1. SIHANOUKVILLE PORT SEZ <日本のODA事業として開発>

開発面積	総開発面積 63ha（販売区画面積45ha）
借地価格	21～24米ドル／㎡、10年間 55～65米ドル／㎡、50年間（場所によって、50年以下での販売も可能）
入居企業	日系3社（2023年1月時点） 王子製紙、タイキ、ユニオン楽器
電力事情	二つの火力発電所および国営電力公社（EDC）より供給。自家発電設備あり 電気代：0.137米ドル／kWh （注）国営電力会社（EDC）の料金に基づく（使用量に対し、+10%）



2. SIHANOUKVILLE SEZ <中国系>

開発面積	総開発面積 1,113ha（うち500ha完成済）
借地価格	55米ドル／㎡：30年間
入居企業	180社、2024年までに200社到達が目標（中国企業が大宗、日系なし） （2024年1月時点）
電力事情	市内電力による供給。自家発電設備あり 電気代：0.15～0.165米ドル／kWh



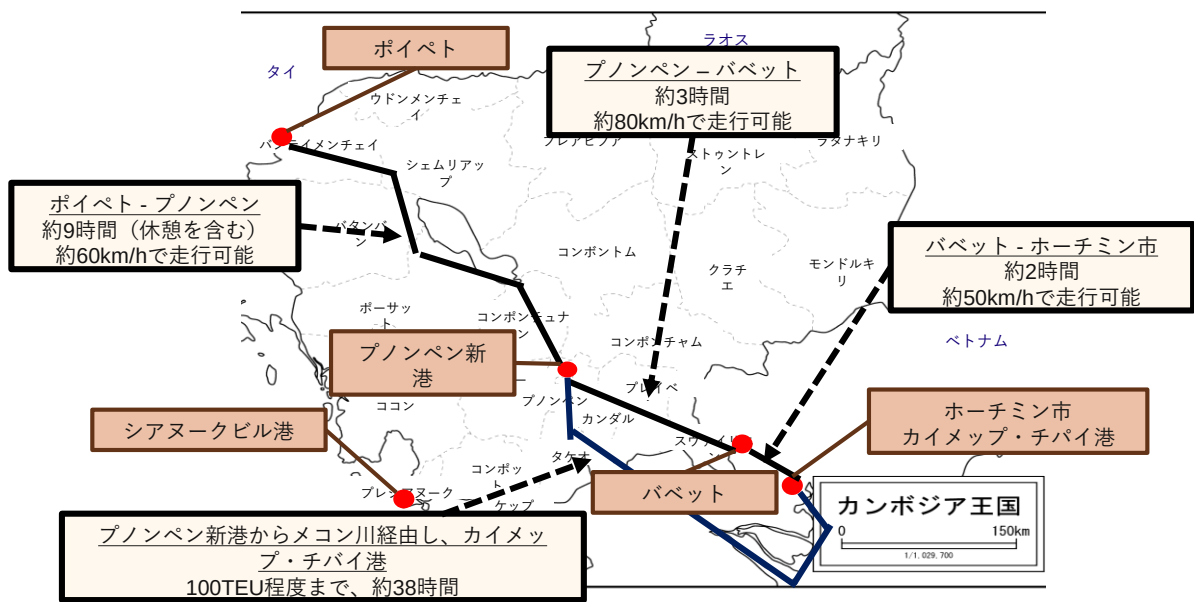
- カンボジアの課税期間は、原則1～12月であり、外貨建取引も税務上は、すべてリエル建てに換算する必要がある（会計記帳は英語で記載することも可能）
- 租税条約は2024年1月時点でシンガポール、中国、タイ、ブルネイ、ベトナム、インドネシア、香港、マレーシア、韓国の9ヵ国・地域と締結済。このうち、インドネシア、韓国との協定は未発効。日本とは未締結であり、二重課税リスクあり

主な税金の種類および税率

税金	税率	申告時期	備考
法人税	20%	月次・年次	✓ 課税所得がなくても最低税（売上の1%）が課税されるが、正確な会計記録を保持する規則に従っている等の条件を満たす特定の納税者については、最低税の申告・納税を免除 ✓ 駐在員事務所でも年次税務報告書の提出が必要
個人所得税	最高20%	月次	✓ 給与、賞与、手当のほかにフリンジベネフィットも課税対象となる
付加価値税（VAT）	10%	月次	✓ インボイス方式であり、要件を満たした適切なインボイスを発行、入手する必要がある
源泉徴収税	4～15%	月次	✓ 居住者への支払い（サービス料、ロイヤリティ、リース料など） ✓ 非居住者への支払い（利息、配当、ロイヤリティなど）
その他	-	-	✓ 関税、固定資産税、特定商品・サービスに関する税など

- タイ、ベトナムの間に位置しており、南部経済回廊による陸路で一気に移動することが可能。主要国道の片側2車線化工事や、プノンペンとホーチミンやシアヌークビルを結ぶ高速道路開発も進んでおり、今後さらなる利便性の向上が見込まれる
- カンボジア政府は2022年4月に、既存の開通50年以上の鉄道路線を改修、または新規の高速鉄道路線の開拓により国内高速鉄道建設を進めることに對し、後押しする姿勢を示した。物流の高速化と運賃を安く抑えることが期待されている
- 2022年11月に、プノンペンとシアヌークビル間にカンボジア初の高速道路が開通。所要時間が片道6時間程度から2時間に短縮し、今後物流の効率向上が期待される
- 2023年6月にプノンペンとバベットを結ぶ第2の高速道路が着工、2027年の開業を目指す
- 2023年7月に北西部に位置するシェムリアップ経由でプノンペンとポイペトを接続する高速鉄道の建設に向けた特別作業委員会が設立

カンボジアの物流事情



主な日系物流プレーヤー

進出年

主な日系物流プレーヤー	進出年
日本通運	2011
郵船ロジスティクス	2011
商船三井ロジスティクス	2012
鴻池運輸	2013
近鉄エクスプレス	2014
阪急阪神エクスプレス	2015
西日本鉄道	2016
イオンモール（物流）	2023

(注) TEU：20フィートコンテナー換算（Twenty-foot equivalent unit）

- 2022年末時点でカンボジア中央銀行に登録されている金融機関は、商業銀行59行、Specialized Bank9行、マイクロファイナンス（小口金融）機関82社、地方信用機関223社、ファイナンシャルリース16社
- カンボジアでは、金融機関は外資100%投資可能な業種となっており、近年は韓国、日本などによる外資参入が多くみられる

近時動向

- ✓ ブロックチェーンの技術開発などを行う日本のソラミツによるとカンボジア国立銀行（NBC、中央銀行）は2020年10月28日、同社と共同で開発したデジタル通貨「バコン」の運用を正式に開始した
- ✓ 2021年8月、中央銀行はマレーシアの大手商業銀行メイバンクおよびメイバンクのカンボジア現地法人与クロスボーダー送金目的で提携した。この結果、バコンを活用したマレーシアからカンボジアへのドル建てリアルタイム送金が可能となった
- ✓ バコンに使用されているブロックチェーン技術を開発したソラミツとカンボジアでマイクロファイナンス事業を展開しているリネットジャパン（いずれも日系企業）は、2021年6月に合併会社「リネット・ソラミツ・テクノロジーズ（RSFT）」をカンボジアに設立した。RSFTはJICAが実施するバコンの普及に向けた実証実験事業に参画している
- ✓ 現在バコンを利用した越境決済サービスの拡大を進めており、既にラオスやベトナムと越境決済が可能になっている。デジタル通貨を通じた金融インフラの充実や国際取引の活性化が期待される

関連規制・監督官庁等

- ✓ カンボジアにおける金融ライセンスは、ピラミッド型になっており、上位のライセンスを持つ組織は、下位のライセンスも原則認められる（ただし個別に事業許可は必要）
- ✓ 外資規制がないことから従前はライセンス取得が容易であったものの、近時承認を抑制していたが引き続き増えている

銀行関連動向

- ✓ 2020年3月、SBI ホールディングスは、カンボジアでマイクロファイナンス事業を展開するリーホームマイクロファイナンスを買収しSBI LYHOUR BANK PLC.に社名変更して銀行事業へ参入
- ✓ 2023年11月、ウイング・バンクと農林水産省が農業従事者向けの低金利融資に関する覚書を締結。ウイング・バンクの媒体の「ウイング・アグリ」を利用して低金利融資を促進する

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

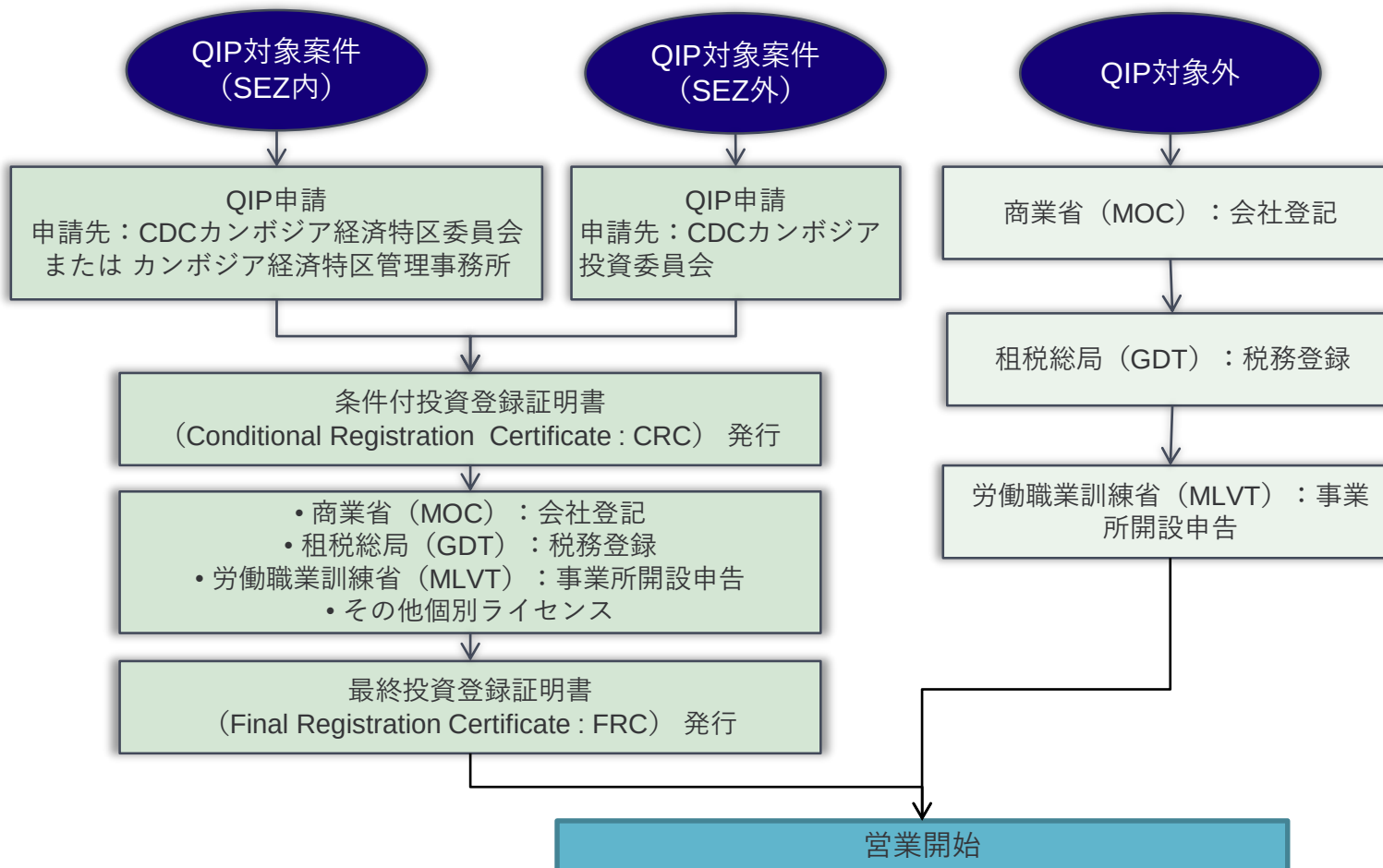
- カンボジアにおける進出方法は以下4形態であり、最も多い形態は私的有限責任会社
- 適格投資プロジェクト（QIP: Qualified Investment Project）を申請する場合は、取得要件として、業種ごとに法定資本金額が規定されている

形態		最低資本金	特徴	備考
駐在員事務所		規定なし	・情報収集、親会社への業務関連の連絡可能 ・営利活動は不可	・QIPの適用なし
支店		規定なし	・営利活動可能 ・債権債務は本社に帰属	・QIPの適用なし
現地法人	私的有限責任会社	400万リエル (1,000米ドル相当)	・営利活動可能 ・親会社とは別法人格を有しリスク回避が可能 ・株主1名以上、取締役1名以上、監査役不要	・商業省は、最低資本金として5,000米ドル相当を推奨
	公開有限責任会社	400万リエル (1,000米ドル相当)	・営利活動可能 ・親会社とは別法人格を有しリスク回避が可能 ・株主30名以上、取締役3名以上、監査役1名以上	

【QIP取得要件／法定資本金額一例】

- ◆ 電子機器・光学製品の製造・組立： 50万米ドル以上
- ◆ 自動二輪車およびその部品・アクセサリーの製造： 100万米ドル以上
- ◆ 食品・飲料の生産： 50万米ドル以上
- ◆ 再生可能エネルギー発電： 50万米ドル以上

- 会社設立手続（QIP申請と設立スケジュール）については下記の通り
- 投資優遇措置の適用を求める場合は、カンボジア開発評議会（CDC：Council for the Development of Cambodia）に投資登録を申請し、投資ライセンスを取得する必要あり（投資金額が200万米ドル未満の場合はPMIS：Sub-Committee on Investment of the Provinces-Municipalitiesへ申請）



(注)

- ✓ 2020年6月、カンボジア政府は手続の簡易化・必要期間の短縮を目的とし、ワンストップのオンラインでの設立手続が可能となるプラットフォームを作成し、施行された
- ✓ オンライン申請の対象は、商業省への商業登記、経済財政省租税総局への税務登録、労働職業訓練省への事業所開設申告。従前は商業省、租税総局、労働職業訓練省の順に、それぞれに対する手続を行うものとされていたが、導入後は大幅に実務が短縮された（不備がなければ15営業日程度で完了する模様）

労働許可・オフィス賃料・駐在員用住居・公共料金等の目安費用

項目	目安額	備考
労働許可 (Employment Cardおよび Employment Book)	年間130米ドル（労働許可は毎年更新） その他、証明書発行費用 年間20米ドル、雇用契約書登録費年間 10米ドル、従業員割当年間50米ドル等もあり	労働許可取得には、約1ヵ月から3ヵ月 程度かかる
事務所賃料	13～27米ドル／1㎡あたり、月額（VAT別）	市内中心部（入居率69.4%）
市内中心部店舗スペース／ ショールーム賃料	15～27米ドル／1㎡あたり、月額（VAT別）	同上（入居率70.7%）
駐在員用住宅借上料	7～11米ドル／1㎡あたり、月額（VAT、水道電気代別）	ダウンペン地区、トゥール・コーク 地区、ボンケンコン地区 （注）VAT込み、電気水道代、清掃代 等除く
電気料金	・業務用：0.14米ドル（工業用）、0.16米ドル（オフィス用） ／1kWhあたり、月額 ・一般用：0.09～0.16米ドル／1kWhあたり、月額	出所：カンボジア電力公社（EDC） （注）使用量により異なる
水道料金	・業務用：0.23～0.58米ドル／1m³あたり、月額 ・一般用：0.10～0.53米ドル／1m³あたり、月額	出所：プノンペン水道公社（PPWSA） （注）使用量により異なる
ガス料金	・業務用：1.13米ドル／1kgあたり、月額 ・一般用基本料：1.13米ドル／1kgあたり、月額	出所：商業省 （注）15kgボンベ、LPガス

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

- カンボジアの外国直接投資の法制度上では、外国企業は土地所有を除き内国法人と差別なく扱われる
- 投資許可は不適格リストに規定されている禁止業種を除き、監督省庁に届け出を行うことで自動的に認可
- 外資出資比率は100%可能であり、ASEAN他国に比べ規制上外資企業による参入障壁は低い



禁止業種

外資による投資が禁止

1. 向精神剤および非合法薬の製造・加工
2. 国際規約または世界保健機構によって禁止され、公衆の健康や環境に影響を及ぼす、毒性を有する化学品、農業用除虫剤・殺虫剤、その他の化学品を使用する薬物の製造・加工
3. 外国から輸入する廃棄物を使用した電力の加工および生産
4. 森林法により禁止されている森林開拓事業
5. その他法律で禁止されている投資



規制業種

閣僚評議会（Council of Ministers）の許可が必要な投資

- a. 5,000万米ドルを超える投資
- b. 政治影響を有する事項を含む場合
- c. 鉱物資源・自然資源の探索と開発
- d. 環境に対する悪影響が懸念される場合
- e. 長期開発戦略を必要とする場合
- f. 「建設・所有・譲渡」契約等に基づくインフラプロジェクト

- カンボジアでは、①適格投資プロジェクト（QIP）に対する優遇措置、②SEZに対する優遇措置、③EQIP（QIPの拡張プロジェクト）に対する優遇制度が存在
- 現在カンボジア国内で運営中のSEZは24区（2024年1月時点）あり、SEZに入居している企業はQIPと同様に免税優遇などの恩典を受けることができる
- 2021年10月に新投資法が、2023年6月に投資法の運用細則が公布され、高度産業の誘致を狙ったものに内容が変更されている

カンボジアの投資奨励策の概要

投資優遇措置

①投資適格
プロジェクト
（QIP）に付与さ
れる優遇制度

②経済特別区
（SEZ）への
投資に対する
優遇制度

③EQIP（QIPプロ
ジェクトの拡張）

新投資法細則公布により明確化された事項

1. 投資優遇措置非的確プロジェクト（優遇措置を受けられない活動）における、投資額や事業規模に応じた基準の設定
2. 投資グループごとの優遇措置の付与期間の明示
3. EQIP（QIPプロジェクトの拡張）の導入
4. 輸入関税、特別税、VAT（付加価値税）の免除を受けられる投資活動の明記

- QIPに付与される投資優遇措置として、最長9年間のタックス・ホリデーと輸入関税の免除がある。投資ライセンス（投資許可）は投資家または投資企業に対して発行されるものではなく、プロジェクトを対象に発行され投資優遇措置が自動的に付与される
- 新投資法の細則の公布により3グループに分かれたQIPプロジェクトが明記されたものの、投資額や詳細な事業内容によってQIPプロジェクトの対象外になりうる点については要留意

主なQIPプロジェクト

- 投資活動グループ1
 - 輸送機器、産業機器、電子機器、光学製品の製造、組立、設置
 - ソーラーパネル、基板、部品、システムの製造
 - ゴム製品の製造
 - 研究開発、イノベーションへの投資
 - デジタル産業への投資
 - インフラ投資
 - 農業支援、繊維製品の製造 等
- 投資活動グループ2
 - 食品、動物飼料の製造、加工
 - 紙、紙粉の製造
 - プラスチック、合成ゴム素材の製造
 - 金属、ガラスの製造、加工
 - 電気機器の製造、組立、設置
 - 観光地開発への投資活動
 - 農産物、工業分野の包装への投資
 - 皮革製品、靴の製造 等
- 投資活動グループ3
 - 国内の木質素材製品の製造
 - スポーツ用品の製造
 - セメント製造
 - 商業施設への設立投資 等

QIPによる免税措置

オプション①

	投資活動グループ ①	投資活動グループ ②	投資活動グループ ③
法人所得税免除期間	9年	6年	3年
前払所得税免除期間			
免除期間終了後の法人 所得減税減税率	～2年後：25%、～4年後：50%、～6年目：75%		

オプション②

	投資活動グループ ①	投資活動グループ ②	投資活動グループ ③
特定費用（注）の 最大200%控除	9年	6年	3年
前払事業所得税 免除			
特別償還制度	製造・加工に使用する新品または中古の有形固定資産価格 の40%の特別償却		

（注）現地従業員の具能訓練にかかる費用、ITシステムを使用した会計帳簿にかかる費用、高度産業に関する訓練の提供のための教育、緩急開発及び外国人専門家にかかる費用

- 2021年10月、政府は新投資法を施行
- 新投資法ではカンボジア経済の主軸として期待する分野・業種や、税制優遇の適用範囲および選択肢の拡大、投資家や投資資産の保護などが明記された

新投資法主な改正点

主な改正点

- ・ オンラインでの申請が可能
- ・ 登録証明書が2種類（条件付登録証明書、最終登録証明書）で発行されていたが、1つ（登録証明書）に絞られた
- ・ 申請から登録完了までの期間が20営業日に短縮
- ・ 投資家保護策として、資産、知的財産、権利などの保護
- ・ 投資優遇18分野・業種の設定。ただし、カンボジア発展に寄与する分野および投資活動と判断されるものは当該18業種以外でも優遇措置の対象となりうる

優遇措置

- ・ 基本優遇措置：
オプション①：優遇措置適用期間中の事業所得税の免除および事業所得税の免除期間終了後も累進的割合で事業所得税の減額など
オプション②：現行の税制で規定されている特別償却によって資本支出を控除する権利、特定費用について、9年以下の期間、最大200%の控除を受ける権利など
- ・ 追加税制優遇措置：現地生産の生産資材の購入にかかる付加価値税の免除、特定の活動（研究開発、人材育成、福利厚生拡大など）は課税標準から150%の控除
- ・ 特別優遇措置：閣僚会議令、財政法などが別途定める特別優遇措置の適用

投資優遇措置適合投資分野

- ・ 革新的なハイテク産業および研究開発
- ・ 付加価値の高い製品を持つ、革新性および高い競争力を有する新産業や製造業のベンチャー企業
- ・ ASEAN地域および世界の生産チェーンに貢献する産業
- ・ 農業、観光及び製造業に関する裾野産業、ならびに、地域および世界の生産チェーンならびにサプライチェーンに貢献する産業
- ・ 電気・電子産業
- ・ スペアパーツ、組立ておよび取付け産業
- ・ 機械産業
- ・ 国内市場や輸出を目的とした農業、農産業、農産加工業および食品加工業
- ・ 優先分野の中小企業および中小企業のクラスター、ならびに、工業地区および科学技術革新地区の開発
- ・ 観光産業およびその他観光に関連する活動
- ・ 経済特区の開発
- ・ デジタル産業
- ・ 教育・職業訓練および生産性の向上への投資
- ・ 健康分野への投資
- ・ 物理的なインフラの整備
- ・ 物流への投資
- ・ 環境管理・保護のための投資および生物多様性・循環型経済の開発
- ・ グリーンエネルギーおよび気候変動への順応・低減に資する技術への投資

- 企業に関する法令としては、「会社法」および「商業規則と商業登記に関する法律」に規定されている
- カンボジアにおける有限責任会社は日本の株式会社に該当し、現地法人の形態は基本的に有限責任会社
- 2022年1月の会社法改正により、企業はカンパニーセクレタリーを雇用することが必要となった

項目	内容
株主数	✓ 非公開会社は1名以上30名以下の株主により設立可能 ✓ 公開会社は株主の人数について規定されていない
株主総会	✓ カンボジアにおける株主総会は、会社の設立後1年以内に開催される創立総会、1年に1度開催する必要がある定時株主総会、取締役が必要と認める場合などに開催される臨時株主総会の3つ ✓ 原則、定時株主総会と臨時株主総会は取締役が招集。例外として、議決権を有する株主の過半数以上が招集を要求する場合は、株主による召集も認められている
決議	✓ 定款に特に定めがない限り、株主総会の定足数要件は、議決権株式の過半数を保有する株主または代理人の出席となる ✓ 普通決議は決議に票を投じた株主の議決権の過半数の賛成により採決される決議であり、特別決議は決議に票を投じた株主または当該決議への議決権を有する株主の議決権の3分の2以上の賛成により採決される決議
取締役	✓ 非公開会社の場合は取締役を1名以上、公開会社の場合には3名以上の取締役を設置しなければならない ✓ 居住地や国籍、本籍についての明文規定はなく、実務上カンボジア国内に居住していない日本人が取締役になることが可能 ✓ 定款で定めがある場合を除き、取締役の任期は2年であるが、再任は可能
監査役	✓ 有限責任会社は、原則として監査役を設置しなければならないとされているが、非公開会社の場合は監査役の設置義務はない
カンパニーセクレタリー	✓ 会社はカンパニーセクレタリーを雇用しなければならない ✓ カンパニーセクレタリーとは会社を選任され、会社の商務に関わる文書を受領及び保管する権限を有する自然人 ✓ カンボジア王国の永住者が条件であり、登記する必要がある

項目	内容															
株式	✓ 株主の種類については下表の通り。会社は額面4,000リエル（約1米ドル）以上の株式1,000 株以上を発行する必要がある															
	<table><tr><th colspan="2">株式</th><th>内容</th></tr><tr><td colspan="2">普通株式</td><td> - 株主総会での投票の権利 - 配当を受け取る権利 - 解散に際して会社の残余財産を受け取る権利 </td></tr><tr><td rowspan="4">種類 株式</td><td>転換株式</td><td>・ 定めた事項が発生した時点で、当会社または他の会社の株式や社債に転換可能な株式</td></tr><tr><td>優先株式</td><td>・ 配当金や会社清算時の残余財産を普通株式に優先して受け取る権利を有する株式</td></tr><tr><td>償還株式</td><td>・ 保有主の要求または償還優先株主の株券に規定された条件に従って、償還が受けられる株式</td></tr><tr><td>譲渡制限株式</td><td>・ 株主が他社に対して株式を譲渡する権利を制限された株式</td></tr></table>	株式		内容	普通株式		- 株主総会での投票の権利 - 配当を受け取る権利 - 解散に際して会社の残余財産を受け取る権利	種類 株式	転換株式	・ 定めた事項が発生した時点で、当会社または他の会社の株式や社債に転換可能な株式	優先株式	・ 配当金や会社清算時の残余財産を普通株式に優先して受け取る権利を有する株式	償還株式	・ 保有主の要求または償還優先株主の株券に規定された条件に従って、償還が受けられる株式	譲渡制限株式	・ 株主が他社に対して株式を譲渡する権利を制限された株式
	株式		内容													
	普通株式		- 株主総会での投票の権利 - 配当を受け取る権利 - 解散に際して会社の残余財産を受け取る権利													
	種類 株式	転換株式	・ 定めた事項が発生した時点で、当会社または他の会社の株式や社債に転換可能な株式													
		優先株式	・ 配当金や会社清算時の残余財産を普通株式に優先して受け取る権利を有する株式													
償還株式		・ 保有主の要求または償還優先株主の株券に規定された条件に従って、償還が受けられる株式														
譲渡制限株式		・ 株主が他社に対して株式を譲渡する権利を制限された株式														
増資・減資	✓ 増資を実施するためには、特別決議の承認を得ることが必要															
	✓ 減資を実施する場合も特別決議の承認を得ることが必要。ただし、「減資を行った後、債務が支払えなくなる場合」「資産の正味実現可能価額が債務額を超えない場合」については、仮に特別決議の承認を得ても減資不可															
自己株式	✓ 定款の定めに従い、会社は自己株式を取得可能 ✓ ただし、「自己株式取得の対価の支払後、債務が支払えなくなる場合」「資産の正味実現可能価額が債務を超えない場合」については、自己株式の取得は不可															
配当	✓ 余剰金の中から配当を行うことが可能。現金の他、現物資産、株式の発行などによる配当を行うことができる ✓ ただし、「配当の支払後、債務が支払えなくなる場合」「資産の正味実現可能価額が債務と資本金額の合計を超えない場合」については、配当を行うことができない															

- カンボジア国立銀行（National Bank of Cambodia：NBC）がカンボジアの為替管理を管轄
- 為替相場管理は管理フロート制。NBCが、現地通貨リエルの対米ドルレートを安定的にするように管理している（4,000～4,200リエル／米ドルをコンフォタブルゾーンとする方針）

貿易取引

貿易取引	1.標準的な決済取引	✓ 1997年制定の外国為替管理法、2021年改正の投資法ともに、外為取引の原則自由を定めており、カンボジアは外為取引については高度に自由化されている ✓ ただし、すべての越境外為取引はカンボジアで営業する公認銀行（公認両替業者等を含む）を通じて行わなければならない ✓ 国内における外貨保有・取引は自由である。居住者・非居住者が1万米ドルを超える現金を持ち込み・持ち出す場合には、税関への申告が必要。なお、マネーロンダリング規制が存在し、特に公認銀行において厳格に適用されている
	2.輸出入取引	✓ L／Cの利用も認められており、輸出入取引における特段の規制は存在しない（外為法第5条第1項） ✓ ただし、外為取引はカンボジア国内の公認銀行経由で行う必要がある（同）
	3.相殺決済	✓ 相殺決済（ネッティング）も認められている（現状はほとんど使用されていない）

貿易外・資本取引

貿易外取引	✓ 特段の規制は存在しない ✓ 運賃、保険料等のサービス・役務、仲介貿易における外貨支払、技術援助契約に基づくロイヤルティの支払も、特段の規制はなし（外為法第5条第1項および改正投資法第11条）
資本取引	利子、配当、利益等対外送金 ✓ 改正投資法第19条により、以下の海外送金は承認されている ・ 輸入に関する支払、ならびに国際融資における元本および利子の支払 ・ ロイヤルティおよび管理手数料の支払 ・ 資本拠出 ・ 利益の送金 ・ 内乱、国による収用あるいは没収が発生した際の補償金の支払い ・ 裁判所による判決や仲裁当紛争の解決に起因する支払 ✓ なお、利息、ロイヤルティ、手数料、配当等の海外送金については、原則として非居住者源泉徴収税（14%）が課税される
	対内および対外直接投資 ✓ 特段の規制は存在しない（外為法第5条第1項および改正投資法第11条） ✓ ただし、居住者による10万米ドル以上の対外投資については、中央銀行への事前届け出が必要 ✓ 海外からの投資については、10万米ドル以上の外為取引に関しては公認銀行から中央銀行に報告される。また、公認銀行では、預金で集めた資金の海外での運用は禁止されている
	証券投資 ✓ 2011年7月にカンボジア証券取引所開設、2012年4月から取引が開始 ✓ 2023年7月現在、上場しているのはプノンペン水道公社、グラント・ツイン・インターナショナル社、プノンペン港湾公社、プノンペン経済特区社、シアヌークビル港湾公社、電気設備会社ペステック、アクレダ銀行、DBDエンジニアリング、JS Land社、MENGLY J. QUACH EDUCATION社、CAMGSM社の11社のみ ✓ 社債市場が2018年に開始。小口金融大手ハッタ・カクセカーが2018年12月に第一号案件となる社債を発行
	対外借入・貸出 ✓ 特段の規制は存在しない（外為法第5条および投資法19条） ✓ ただし、公認銀行が海外に外国通貨現金を持ち出す際には、中央銀行への事前届け出が必要。また、公認銀行が預金で集めた資金の海外での運用は禁止

- 貿易に関する管轄官庁は、商業省の貿易促進総局、貿易支援サービス総局
- 1994年に包括的貿易改革プログラムにより、若干の例外を除いて輸入規制は撤廃。輸入規制品目は、政令No.209 ANK.BKの「禁止・規制品目一覧表」に品目別に、必要なライセンスおよびその担当省庁も明示
- カンボジアで食品安全法が2022年6月8日付で発布され、即日施行された。消費者保護を目的に、食品の安全や品質、衛生、公正な取引を管理することを定めている
- セーフガード、アンチダンピング、相殺関税等に関する法律として貿易救済法が2017年に制定
- 一部に輸出禁止・規制品目（要ライセンス）が存在するものの、特定品目以外については輸出ライセンスおよび登録の必要はない

輸入関連規制・ライセンス

【輸入禁止品目】

- ・ 中古品（コンピューター、電池、履物、バッグ等）
- ・ 右ハンドルの自動車
- ・ 宗教、政治、または猥褻図書等の法律に触れる印刷物
- ・ 知的財産権を侵害する物品など

【輸入規制対象品目】

- ・ 薬品、医療関係品（保健省）
- ・ 生の果物、野菜、植物、農作物
- ・ 生きている家畜（農林水産省）
- ・ 武器弾薬（内務省）
- ・ 魚、甲殻類などの水産物
- ・ 文化芸術関係品（文化芸術省）
- ・ 金・銀（カンボジア国家銀行）など

【輸入地域規制】 地理的な制約を受ける特定の輸入地域はない

【その他】 日本から輸出する際の船積前検査は不要

輸出関連規制・ライセンス

【輸出禁止品目】

- ・ がん、HIVまたはその他の難病治療用薬品
- ・ 小型の花火の火薬およびおもちゃの雷管

【輸出規制対象品目（ライセンス申請先）】

- ・ 丸太、木材加工製品（家具、木製手工芸品等）（農林水産省）
ただし、5キログラム以下の木製・竹製・籐製等の手工芸品は規制対象外
- ・ 武器、軍用車両・機器（防衛省）
- ・ 薬品・医療関係品（保健省）
- ・ 文化財（文化芸術省）
- ・ 鉱物資源など

【輸出地域規制】 輸出禁止となっている国・地域はない

- 企業の資金調達・資金運用に関する規制はほとんど存在しない
- カンボジアに進出している日系企業が資金調達をする場合、多くは親子ローンで調達
- 地場銀行からの借入は金利水準が高く、原則担保が必要。金利のほか手数料（Processing Fee）を徴収される場合もある
- 配当やロイヤルティーなどの対外送金に関しては、特段の規制や許認可はない

資金調達			資金運用		
	規制・許可	源泉税		規制・許可	源泉税
親子ローン	✓ なし	✓ 金利に対して14%	利子、配当、利益等対外送金	✓ 投資法第19条により、海外送金は承認されている	✓ 非居住者源泉徴収税として14%が課税される
オフショアローン	✓ なし	✓ 金利に対して14%	対外貸出	✓ なし（ただし、公認銀行が海外に外国通貨現金を持ち出す際には、中央銀行への事前届け出が必要。また、公認銀行が預金で集めた資金の海外での運用は禁止）	✓ 非課税（貸出先国内にて金利に対する源泉税課税の可能性あり）
増資	✓ 5,000万米ドルを超える投資の場合、開発評議会（CDC）の認可が必要	✓ 配当送金に対して14%			
カンボジア国内調達	✓ なし（不動産担保を伴わない貸出は難しく、短期貸出が中心）	✓ なし（金融機関以外からの場合、金利に対して15%）	対外直接投資	✓ なし（ただし、居住者による10万米ドル以上の対外投資については、中央銀行への事前届け出が必要）	✓ 非課税（投資先国内にて配当に対する源泉税課税の可能性あり）

- 外国人および外国企業による土地の所有は不可（この場合のカンボジア国籍の法人は51%以上の株式をカンボジア人またはカンボジア企業が所有している法人）
- 外国企業（外国人）がカンボジアで土地を使用する方法は以下の通り

外国企業が土地を使用する方法

1.カンボジア国籍企業（カンボジア国籍個人）からのリース

- ◆ 永借権（15年以上50年までの賃借権）の取得、さらに50年の更新が可能
- ◆ 永借人は第三者に対して永借権を対抗するには登記をする必要あり
- ◆ 永貸人は、永借人が3年間賃料を支払わない場合には永貸借を解除可能

2. 合併会社による土地購入

- ◆ カンボジア国籍企業（カンボジア国籍個人）と合併会社（有限責任会社）を設立し、合併会社名義で土地を購入
- ◆ この場合、外国側の出資比率は49%まで

3.経済特別区と長期リース契約

- ◆ 経済特別区への入居をすることで、経済特別区開発会社と土地長期リース契約を締結
- ◆ 長期貸借期間は開発会社が最大50年までの範囲で規定

4.土地コンセッション*

- ◆ カンボジア政府から土地コンセッションとして土地を賃借
- ◆ 賃借期間は最長99年間
- ◆ 農業開発等の経済的土地コンセッション（Economic Land Concession）の最大面積は10,000ha

*土地コンセッションとは、関連当局の裁量により発行される法的文書によって創設される法的権利であり、コンセッションを受けた個人、法人は土地を占有し、この法律で規定される権利を行使できる（土地法第48条）。主に農業、畜産業促進の為未使用地の有効活用を目的とした制度

I. 基礎情報

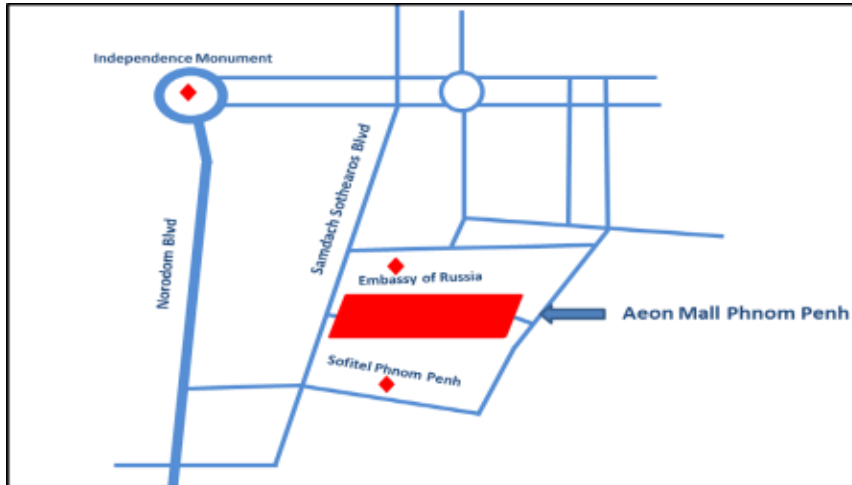
II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

- 2017年4月19日、みずほ銀行バンコック支店プノンペン出張所開業
- 2020年1月、プノンペン出張所のオフィスがイオンモール1号店内に移転



住所	1st Floor, AEON MALL Phnom Penh (I) , No132, Samdach Sothearos Blvd, Sangkat Tonle Basak, Khan Chamkar Mon, Phnom Penh, Cambodia
電話	855-23-964-490

(注) 日本との時差：日本時間 - 2時間



(写真) みずほ銀行プノンペン出張所撮影

- 2013年9月6日、カンボジアの地場銀行2行と業務提携覚書を締結
- 2017年2月、メイバンクカンボジアとペイメントサービスの業務提携覚書を締結
- 2024年2月、カンボジア最大手のABA銀行と金融サービス強化の業務提携覚書を締結

カナディアバンク / Canadia Bank

- 1991年：カンボジア中央銀行と在外カンボジア人により設立
- 1998年：完全民営化
- 国内第2位の総資産、カンボジア国内に66拠点（2022年12月末時点）
- 【口座開設可能通貨】米ドル・リエル
- 【海外から米ドル送金】可能（日本円の送金可能だが、米ドルに両替のうえ、入金）

メイバンクカンボジア / Maybank (Cambodia)

- 1993年：みずほ銀行と包括的提携関係にある Malayan Banking Berhad (Maybank) のプノンペン支店として開業
- 2012年：現地法人化
- マレーシア最大手の銀行の現地法人、カンボジア国内に21拠点（2022年12月末時点）
- 【口座開設可能通貨】米ドル・リエル・バーツ
- 【海外から米ドル送金】可能（日本円の送金可能だが、米ドルに両替のうえ、入金）

ABA銀行 (Advanced Bank of Asia)

- 1996年：法人向けの商業銀行として設立
- 2019年：カナダ銀行大手のカナダ・ナショナル銀行がABA銀行の持ち株の100%を取得
- 国内第2位の総資産、カンボジア国内に96拠点
- 【口座開設可能通貨】米ドル・リエル
- 【海外から米ドル送金】可能（日本円の送金可能だが、米ドルに両替のうえ、入金）



2024年2月、プノンペンのABA銀行本店にて覚書調印式が開催。
（写真）みずほ銀行プノンペン出張所撮影

- 2017年2月27日、みずほ銀行はカンボジアにおける投資窓口である、カンボジア開発評議会（Council for the Development of Cambodia：CDC）と日系企業進出支援に関する業務協力覚書を締結
- CDCとの業務協力覚書締結は、金融機関では初めてとなる



（写真）みずほ銀行プノンペン出張所撮影



MIZUHO

カンボジア開発評議会（CDC）の概要	
設立	1994年 カンボジアにおける復興・開発と投資活動の監督に関して責任を負う唯一の機関としてカンボジア投資法により設立
所在地	Government Palace, Sisowath Quay, Wat Phnom, Phnom Penh, Cambodia
主な業務内容	・投資優遇策の申請受付・審査 ・カンボジア資本による投資促進の役割 ①潜在的投資家への情報提供 ②投資申請書の審査、優遇措置の提供 ③事業を開始した投資案件のモニタリング ④事業開始後の投資案件に対するアフターサービス ⑤年2回開催される官民合同フォーラムの場における政策対話 ・投資関連情報の提供
共同イベント	・2017年：CDCのホームページリニューアル支援 ・2018年：タイ2ヵ所で日系企業向けセミナー開催（CDC、豊田通商との共同開催） ・2019年：5月にフン・セン首相参加の投資セミナー開催（CDC、JETROとの共同開催）。9月に投資ツアーメンバーとの情報交換会 ・2021年11月：CDC、JETRO、みずほ銀行で新投資法に関するウェビナーを開催 ・2023年12月：CDC、日本貿易振興機構（JETRO）、カンボジア商工会議所（CCC）と共催で、カンボジア投資セミナーを開催。フン・マネット首相やスン・チャントール副首相らが登壇

- 2023年12月にCDC、JETRO、CCCと共催で、カンボジア投資セミナーを開催
- 首相等の閣僚が登壇し、カンボジア投資の魅力や投資奨励策の説明
- 進出企業のパネルディスカッションを通じたカンボジアにおけるビジネスについての意見交換を実施
- 400名超が出席し、日系企業におけるカンボジアへの関心の高まりがうかがわれた



フン・マネット首相登壇時の様子

(写真) みずほ銀行国際戦略情報部撮影



会話を交わすスン・チャントール副首相（中央）と
みずほ銀行常務執行役員アジアパシフィック地域本部長材木孝一

(写真) みずほ銀行国際戦略情報部撮影

© 2024 株式会社みずほフィナンシャルグループ

本資料は金融ソリューションに関する情報提供のみを目的として作成されたものであり、特定の取引の勧誘・取次ぎ等を強制するものではありません。また、本資料はみずほフィナンシャルグループ各社との取引を前提とするものではありません。

本資料は、当行が信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当行はその正確性・確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。

本資料の著作権は当行に属し、本資料の一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当行の書面による許可なくして再配布することを禁じます。

ともに挑む。ともに実る。

MIZUHO

